

昭島市身体障害者 ガイドブック



多摩川土手に桜並木



田中町 573 付近のイチョウ並木



東中神駅くじらのモニュメント

平成30年4月

はじめに

障害者を取り巻く社会は、2000年の社会福祉基礎構造改革以後、「措置」から「契約」になり、「支援費制度」「障害者自立支援法」「障害者総合支援法」と数年単位で大きく変化しています。

この制度の変化を経て、日本は2014年1月20日に「障害者権利条約」を批准しました。これはまさに障害当事者・関係者が長く待ち望んでいたものでしたが、批准はゴールではなく新たなスタートとして位置付けられるものです。

この制度の変化には、「障害者権利条約」批准に向けて国内法を整備する目的があります。

障害者権利条約は、障害のある方が、社会の対等な一員として主体的に安心して暮らせる社会つまりインクルーシブな共生社会をつくることをめざしています。インクルーシブの意味するものは、貧富・人種・障害などの理由で排除するのではなく、愛情豊かに一人ひとりの違いを祝福し歓迎する価値観に基づいています。このガイドブックは、障害当事者・ご家族が、日常生活を送る上で必要な情報を的確に得ることで、主体的に生きていくことが出来るよう、制度やサービスなどをわかりやすく織り込んで作成しました。

障害当事者・ご家族をはじめ、障害福祉サービス事業所等の関係者などにおいて活用され、障害のある人々が、地域でより生き生きと充実した生活を送るための一助となるように願っています。

※ご注意ください。

このガイドブックは身体障害者と家族・支援者の方々が利用できる各種サービス等をまとめたものです。内容については、制度等の概要を記載していますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。なお、ガイドブック作成後に内容や要件等が変更されている場合がありますので、手続に関しては、必ず各窓口にお問い合わせください。

はじめに	3
第1章 子どもに障害があるかと思ったら	7
1 療育病院一覧（発達を支援する専門病院）	7
2 相談場所	8
3 児童福祉法に基づくサービス	9
第2章 学校選びはどうすれば	10
1 学校の入学に向けて（就学相談）	10
2 特別支援学級とは	10
3 特別支援学校とは	11
4 大学の進学について	11
5 短期入所（ショートステイ）～緊急で預けたい時～	12
第3章 身近に相談できるところ（成人）	13
1 市役所	13
2 身体障害者更生相談所	13
3 病院	13
4 相談支援事業所	13
5 身体障害者相談員	14
6 相談機関	14
第4章 福祉サービスを受けるために	16
1 身体障害者手帳とは	16
2 障害者総合支援法について	18
3 WAM NETについて	20
4 高齢になったら介護保険	21
第5章 生活するためのお金について	24
1 年金について	24
2 東京都心身障害者扶養共済制度について	25
3 手当の一覧	26
4 税金の控除・免除	27
5 生活保護制度	27
6 生活福祉資金貸付	30
7 医療費の助成	30
第6章 地域で暮らすー1	32
～共通のサービス～	
1 ヘルパーの利用	32
2 補装具の利用	32
3 心身障害者（児）日常生活用具の給付・貸与	34
4 指定収集袋（ごみ袋）の無料配付	44
5 下水道使用料の基本使用料免除	44
6 日本放送協会（NHK）放送受信免除	44
7 官製はがき（青い鳥ハガキ）の無料配布	44
8 NTT電話無料案内	44
9 携帯電話料金の割引	45
10 補助犬	45
11 交通機関について（無料・割引などの優遇措置）	45
12 市営自転車等駐車場使用料の免除	52
13 身体障害者の団体紹介	52
「ユニバーサルデザイン概説」	54

第6章 地域で暮らすー2	
～上肢・下肢・体幹に障害がある方のために～	55
1 心身障害者用自動車運行事業（くじら号）	55
2 移送サービスの利用（福祉有償運送）	55
3 自動車改造費助成	56
4 重度身体障害者 巡回入浴サービス	56
第6章 地域で暮らすー3	56
～内部障害者のために～	
1 オストメイト社会適応訓練	56
第6章 地域で暮らすー4	57
～難病の方のために～	
1 難病とは	57
2 難病特別対策推進事業	57
3 重症難病患者入院施設確保事業（実施主体：都道府県）	58
4 難病患者地域支援対策推進事業	58
5 特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会	58
6 東京都医師会 難病医療相談会	59
7 難病医療費助成制度	59
8 小児慢性特定疾病医療費助成制度	63
9 特殊疾病者福祉手当（難病手当）	64
10 「障害者総合支援法」の対象となる疾病が拡大されました。	65
11 日常生活用具の給付	66
第6章 地域で暮らすー5	69
～聴覚言語障害者のために～	
1 手話通訳・要約筆記を利用しましょう	69
2 中途失聴者・難聴者対象「手話講習会」	69
3 聴覚障害者対象相談支援ネットワークの紹介	69
4 日常生活の相談（ピアカウンセリング）は	70
5 聴覚障害者団体紹介	70
6 「110番」通報方法（聴覚障害者用）（東京都内のみ）	71
「聴覚に障害のある方へ」	72
第6章 地域で暮らすー6	73
～視覚障害者のために～	
1 情報の支援	73
2 市民図書館のサービス	73
3 ファックス朗読の利用	73
4 テレビの副音声を利用した解説放送	74
5 ワンセグラジオ	74
6 点字図書給付事業	74
7 点字の学習	74
8 パソコンの学習	74
9 外出の支援	75
10 白杖を使用しての歩行訓練	75
11 盲導犬の使用	76
12 鉄道会社のサービス	76
13 旅行先で現地のガイドボランティアを利用したいとき	76
14 生活支援	76
15 視覚障害者のための老人ホーム	76

1 6	総合的訓練	76
1 7	自立を助ける補助具	77
1 8	重複障害者のためのサービス	77
1 9	金融機関窓口での代筆サービス	77
2 0	N T Tの音声サービス	78
2 1	昭島市内の視覚障害者対象の活動	78
2 2	情報支援関連の団体、機関	79
2 3	就労支援関連	80
2 4	盲人ホーム	81
2 5	居住施設の利用	82
	「白杖物語」	83
	第7章 くらしー住まい	84
1	グループホーム	84
2	施設入所支援	84
3	都営住宅の優遇制度	85
4	住宅設備改善費給付	85
	第8章 就労及び日中活動の場	86
1	就労と福祉的就労について	86
2	就労支援センター	86
3	福祉就労サービス種別	86
4	生活介護とは	87
5	昭島市事業所一覧	88
	第9章 選挙	93
1	選挙権を使おう	93
2	録音版 選挙公報について	93
3	コミュニケーションボード	93
	第10章 生活を楽しむ（趣味・教養・スポーツ・娯楽）	94
1	施設使用等の無料・割引	94
2	休養ホーム事業	94
3	バリアフリースターセンター	94
4	東京都多摩障害者スポーツセンター	94
5	昭島市内のサークル活動	95
	第11章 権利擁護のために	96
1	障害者虐待防止法について	96
2	障害者虐待相談窓口	97
3	弁護士相談	97
	第12章 安心して暮らす	99
1	地震への備え	99
2	「110番」通報方法（聴覚障害者用）（東京都内のみ）	100
3	シンボルマーク	101
	あとがき	103
	昭島市障害者（児）福祉ネットワークの紹介	103

第1章 子どもに障害があるかと思ったら

首のすわりが遅い、寝返りができないなど運動の発達に異常を感じたり、目の動きや耳の聞こえに不安を覚えた時、或いは、病院で身体、視力、聴覚の障害を告げられた時に、まずご利用いただきたい相談機関や療育病院のご紹介です。

1 療育病院一覧（発達を支援する専門病院）

名称	東京小児療育病院		
電話番号	042-561-2521		
所在地	東京都武蔵村山市学園4-10-1		
診療日	月～土	休診日	第1・3・5土曜午後・日
受付時間	9:00～11:30, 13:00～15:30		
診療時間	9:00～12:30, 13:30～17:30 (土曜日は12:30まで)		
診療科目	内科、小児科、整形外科、精神科、放射線科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科、婦人科 リハビリテーション科、泌尿器科		
備考	初診の方はソーシャルワーカーまで		
ホームページ	http://www.kakufuh.com/		

名称	西多摩療育支援センター 上代継診療所		
電話番号	042-559-2241		
所在地	東京都あきる野市上代継8-4-6		
診療日	月～金	休診日	土・日・祝日
受付時間	9:10～11:30, 13:00～15:30		
診療時間	9:30～終了まで, 13:30～終了まで		
診療科目	小児科（一般小児科、小児神経科、小児精神科）、内科、精神科（主として発達障害の診療）、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、歯科（障害児者の診療）		
備考	初診の方はコーディネーターまで9:00～15:30 電話番号 042-559-2241		
ホームページ	http://www.kakufuh.com/		

名称	東京都立東大和療育センター		
電話番号	042-567-0222（代表） 外来予約専用電話番号 042-567-0489		
所在地	東京都東大和市桜ヶ丘3-4-10		
診療日	月～金	休診日	日・祝
受付時間	平日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00（毎月第1土曜日、小児科再診のみ）		
診療時間	平日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00（毎月第1土曜日、小児科再診のみ）		
診療科目	小児科、神経内科、内科、リハビリテーション科、歯科、外科、整形外科、眼科 耳鼻いんこう科、精神科		
対象者	当センターでは心身障害児（者）の外来診療を行っています。対象となる方は、18歳未満で発症した運動・言語・知的機能などの発達障害の方です。		
備考	診療について事前にご相談がある場合 電話番号 042-567-0222（代表）福祉相談科相談係まで		
ホームページ	http://www.hmc-smid.jp/		

名称	東京都立多摩療育園		
電話番号	042-366-2311（代表）・外来予約専用電話番号 042-366-2316（初診及び診療予約）		
所在地	東京都府中市西府町4-7-1		
診療日	月～土	休診日	土曜午後・日・祝
受付時間	初診 平日 14:00～17:00 再診 平日 9:00～17:00		
診療時間	平日 9:00～11:00, 13:00～14:30, 土曜日 9:00～11:00		
診療科目	小児神経科、児童精神科、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻科、眼科 小児歯科、遺伝外来、てんかん外来、予防接種外来、摂食外来		
対象者	心身の発達に遅れや障害のあるお子さん		
備考	通園部門のご案内：対象 肢体不自由児、重症心身障害児など、就学前の肢体不自由を有する通園療育を行います。		
ホームページ	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamaryo/index.html		

名称	東京都立小児総合医療センター		
電話番号	042-300-5111（代表） 予約専用電話番号：042-312-8200		
所在地	東京都府中市武蔵台2-8-29		
診療日	月～金（土曜日は児童・思春期精神科のみ）	休診日	日・祝
外来予約 受付時間	月～金 9:00～17:00，土曜日 9:00～12:30		
診療科目	診療科については小児の病気全般、多岐に渡ります。是非ホームページをご覧ください。		
備考	予約診療制について：救急（ER）受診の場合を除き、原則として紹介、予約制です。かかりつけの病院・医院等で紹介状を書いていただき、予約センターまでご連絡ください。		
ホームページ	http://www.byouin.metro.tokyo.jp/shouni/section/index.html		

名称	社会福祉法人 日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ		
電話番号	療育診療：障害児者診療・リハビリをご希望の方 042-634-9559 小児診療：病気の診察・乳児検診・予防接種をご希望の方 042-634-9008		
所在地	東京都八王子市台町4-33-13（八王子市小児・障害メディカルセンター内）		
診療日	療育・小児診療：月～金	休診日	土・日・祝日・年末年始
受付時間	療育診療 10:00～12:00，15:30～17:00 小児診療 9:00～11:45，15:30～16:45		
診療時間	療育診療 9:00～12:00，13:40～17:20 小児診療 9:00～12:00，13:45～14:45（予防接種）/15:00～17:00		
診療・療育内容	①療育診療：神経小児科 児童精神科 リハビリテーション科 専門外来：摂食外来 補装具外来 遺伝外来 リハビリ：理学療法 作業療法 言語聴覚療法 心理相談・指導 ②小児診療：小児科 乳児健診 予防接種 栄養相談 各種医学的検査 ③重症心身障害者通所事業 対象：都内南多摩地域に在住している18歳以上の重症心身障害者 定員：30名 ④発達障害児支援事業 個別相談 グループ指導 施設支援 研修・講座 *受付窓口：042-634-8758 受付時間：10:00～12:00/15:30～17:00		
ホームページ	http://www.shimada-ryoiku.or.jp/shima8/i/		

名称	緑成会病院	緑成会整育園
電話番号	042-341-3011	042-341-3013
所在地	東京都小平市小川西町2-35-1	
診療日	月～土	休診日 日・祝
受付時間	8:30～11:30，12:00～16:30	
診療時間	9:00～12:00，15:00～17:00	
診療科目	内科、循環器内科、小児科、 整形外科、リハビリテーション科	小児科、リハビリテーション科 歯科
備考	診療科目により診療時間・診察日・担当医が異なる場合あり、詳しくはお電話でお問い合わせください。	
ホームページ	http://www.ryokuseikai.or.jp/	http://www.seiikuen.jp

2 相談場所

名称	昭島市健康課子育て世代包括支援センター係		
電話番号	042-543-7303	FAX	042-544-7130
所在地	昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぽっく）1階		

名称	昭島市障害福祉課障害福祉係		
電話番号	042-544-5111（代表）	FAX	042-546-8855
所在地	東京都昭島市田中町1-17-1 市役所1階13番窓口		

名称	昭島市障害者相談支援センター		
電話番号	042-513-5456	F A X	042-513-5457
所在地	昭島市昭和町 4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぼっく）2階		

名称	自立生活センター・昭島		
電話番号	042-545-7553	F A X	042-545-7637
所在地	昭島市朝日町 3-18-12		

名称	社会福祉法人きょうされん 虹のセンター 25		
電話番号	042-549-7733	F A X	042-549-1128
所在地	昭島市中神町 1176-19-101		

名称	特定非営利活動法人在宅福祉サービス ウィズ		
電話番号	042-544-1782	F A X	042-544-3878
所在地	昭島市松原町 4-10-13-302		

名称	東京都立川児童相談所		
電話番号	042-523-1321	F A X	042-526-0150
所在地	立川市曙町 3-10-19		

名称	東京都多摩立川保健所		
電話番号	042-524-5171（代表）	F A X	042-528-2777
所在地	立川市羽衣町 2-63（仮庁舎）		

3 児童福祉法に基づくサービス

名称	特定非営利活動法人昭島ひよこ教室		
電話番号	042-545-3676	F A X	042-545-3676
所在地	昭島市昭和町 4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぼっく）内		
主たる対象者	障害乳幼児	定員	10名
サービス種別	児童発達支援	開所日	月～金
開所時間	9:50～13:30 , 9:50～12:00 , 15:00～16:30		
備考	障害のある乳幼児及び心身の発達に遅れや偏りのある乳幼児や児童に対し療育支援を行うと共に、保護者への養育支援や障害児者に対する理解を進め、地域療育体制の整備などを行い、以て社会全体の利益の増進に寄与する事を目的にしています。		

名称	キッズサポート てんとうむし		
電話番号	042-808-8852	F A X	042-808-8852
所在地	昭島市上川原 3-8-22		
主たる対象者	重症心身障害児	定員	5名
サービス種別	児童発達支援 放課後等デイサービス	開所日	月～土
開所時間	平日 10:00～18:00 , 土曜日・学校休業日 10:00～16:00		
備考	医療的ケアの必要なお子さんも利用できます。 看護師・療育士・保育士・児童指導員等により、お子さんの成長段階や心身の状況に合わせてより専門的な医療ケアや機能訓練を行う事で心身機能の向上・安定を図ります。 また、ご家族の方への支援も行い心豊かな生活が送れるようお手伝いいたします。		

第2章 学校選びはどうすれば

子どもの成長や障害に合った環境の学校選びのために、ご利用いただきたい相談機関や特別支援教育を行っている学校をご紹介します。

1 学校の入学に向けて（就学相談）

名称	昭島市教育委員会 学校教育部指導課 特別支援教育係		
電話番号	042-544-5111	内線	2239・2240・2245
所在地	昭島市役所2階 学校教育部指導課 特別支援教育係		
就学相談	心身の発達に不安があるなど、就学についての悩みごとを随時受け付けています		
相談日時	月曜日～金曜日（祝日は除く） 8:30～17:00		

2 特別支援学級とは

知的に遅れがあり、通常学級での学習が困難なお子さんのために、知的障害学級があります。発達状況に応じた個別学習や小集団での学習により、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できるような指導を行います。

①特別支援学級（知的障害学級・固定）

◆小学校（3校）・中学校（2校）

◆小学校（学級名）	◆中学校（学級名）
共成小学校（若草学級）	昭和中学校（1組）
つつじが丘小学校（杉の子学級）	多摩辺中学校（多摩辺学級）
田中小学校（ふたば学級）	

②きこえとことばの教室（難聴・言語通級指導学級）

聴覚や言語に障害があるため、学習や生活に困難があるお子さんが対象です。週に1～2回決められた時間に通級して、ことばや聴力の指導を受けます。

◆きこえとことばの教室（通級指導学級）

学校名	学級名
富士見丘小学校	きこえとことばの教室

③コミュニケーションの教室（情緒障害等通級指導学級）

集団生活にうまくなじめないお子さんを対象に、社会性を高め、自信を持って学校生活が送れるよう指導するための、コミュニケーションの教室です。

各学校の通常学級に在籍したまま、週に1～2回決められた曜日や時間に通級し、個別や小集団で指導を受けます。

また、小学校については、平成30年度より「通級指導学級」から「特別支援教室」に移行し、教員が在籍校へ巡回し、より多くの児童が指導を受けることができ、在籍校で過ごす時間が増えることになります。

◆小学校（4校）

拠点校	グループ校	拠点校	グループ校
東小	共成小・富士見丘小・玉川小	つつじが丘小	武蔵野小
光華小	中神小・成隣小・田中小	拝島第三小	拝島第一小・拝島第二小

◆中学校（2校）

学校名	学級名
瑞雲中学校	ずいうん学級
拝島中学校	はいじま学級

3 特別支援学校とは

特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、または病弱（身体虚弱を含む）の児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行なうとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

①都立肢体不自由特別支援学校

名称	村山特別支援学校
電話番号	042-564-2781
所在地	学園武蔵村山市学園4-8
最寄り駅	西武拝島線「玉川上水」駅から（立川バス）「村山団地」下車5分
設置学部	小学部・中学部・高等学部

②都立聴覚障害特別支援学校

名称	立川ろう学校
電話番号	042-523-1358
所在地	立川市栄町1-15-7
最寄り駅	JR中央線「国立」駅から〔立川バス〕「弁天下」下車徒歩2分
設置学部	幼児部・小学部・中学部・高等部
寄宿舎の有無	なし

③都立視覚障害特別支援学校

名称	八王子盲学校
電話番号	042-623-3278
所在地	八王子市台町3-19-22
最寄り駅	JR中央線「西八王子」駅下車 徒歩10分
設置学部	幼稚部・小学部・中学部・高等部
寄宿舎の有無	あり

4 大学の進学について

①全国障害学生支援センター

大学の障害者受け入れ状況、入学後の勉学や生活についての情報提供と相談を行っています。

所在地	神奈川県相模原市南区上鶴間本町3-14-22 田園コーポ3号室
電話番号・FAX	042-746-7719
ホームページ	http://www.nscsd.jp/

②筑波技術大学

聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を目標に、率先して社会に貢献できる専門職業人を養成することを基本目標としています。

総務課	029-858-9305
聴覚障害系	029-858-9332
所在地	つくば市天久保4-3-15
保健科学部	029-852-2890
所在地	つくば市春日4-12-7

5 短期入所（ショートステイ）～緊急で預けたい時～

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者総合支援法の介護給付によるサービスの一つですので、事前の申請が必要です。

① 18歳以上の場合

申請すると認定調査（80項目）が行われ、市の審査会を経過した後で障害支援区分（非該当～6）が出され、それぞれの区分により、事業費が出されます。

◆利用日数

基本は7日ですが、家庭の事情や利用する人の状況などが考慮されます。

◆利用料

原則1割負担ですが、利用料に上限があります。利用者本人の所得が市町村民税非課税の場合、負担はありません。食費・光熱費は実費負担となります。

◆利用施設

昭島市内には昭島生活実習所に1床短期入所があります。その他、どのような施設があるかの詳細は、障害福祉課にお問い合わせください。

◆利用方法

利用しようとする施設に直接連絡してください。

② 18歳未満の場合

聞き取りによる10項目の調査のあと、障害支援区分（1～3）が決まります。

◆利用日数

利用方法は18歳以上と同じです。

◆利用料

原則1割負担ですが、利用料に上限があります。市町村民税非課税世帯や生活保護受給世帯は利用料の負担はありません。食費・光熱費などは実費負担です。

◆利用施設

昭島市内には昭島生活実習所に1床短期入所があります。その他、どのような施設があるかの詳細は、障害福祉課にお問い合わせください。



第3章 身近に相談できるところ（成人）

不慮の事故や病気で障害を負ったり、それまでの障害が重度になる等、これまでの生活の維持が大変になった時に、市内や都内に色々な相談を受ける組織があります。些細な事でも、まず相談してみてもいいのではないでしょうか。

1 市役所

名称	昭島市障害福祉課障害福祉係		
電話番号	042-544-5111（代表）	F A X	042-546-8855
所在地	東京都昭島市田中町1-17-1 市役所1階13番窓口		
備考	地区別に担当者がいます。住んでいる地区を告げると相談がしやすいです。また、担当者が不在でも伝言ができやすくなります。その他に制度によっても担当者が分かれています。		

2 身体障害者更生相談所

名称	東京都心身障害者福祉センター		
電話番号	03-3235-2946（代表）	F A X	03-3235-2968
所在地	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階		
受付時間	平日 9:00～12:00, 13:00～17:00 （土・日・祝・年末年始を除く）		
備考	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、区市町村等への専門的な知識及び技術を必要とする相談、指導業務や医学的、心理学的、職業的判定（補装具の処方・適合判定）等を行っています。高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点として高次脳機能障害のある方への相談・支援等も行っています。その他、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や、東京都重度心身障害者手当の支給等を行っています。また、中途障害者が自立した生活を送るために必要な社会的リハビリテーションを行う、身体障害者更生施設（肢体不自由）を併設しています。		

名称	東京都心身障害者福祉センター 多摩支所		
電話番号	042-573-3311（代表）	F A X	042-576-5295
所在地	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1		
受付時間	月～金 9:00～12:00, 13:00～17:00 （土・祝・年末年始を除く）		
備考	多摩支所は、多摩地域の障害者の方の利便を図るため、多摩障害者スポーツセンター内に開設されました。多摩地域には病院・施設も数多くあり、入院・入所している方々にも利用されています。多摩支所では身体・知的障害者更生相談所の業務を中心に、センター本所と協力して各種の補装具判定・愛の手帳判定、市区町村への助言等を行っています。本所、支所どちらでも利用できます。		

3 病院

病院名	緑成会病院		
電話番号	042-341-3011	F A X	042-345-1392
所在地	東京都小平市小川西町2-35-1		
ホームページ	http://www.ryokuseikai.or.jp/		

4 相談支援事業所

名称	昭島市障害者相談支援センター		
電話番号	042-513-5456	F A X	042-513-5457
所在地	昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぼっく）2階		

名称	特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島		
電話番号	042-545-7553	F A X	042-545-7637
所在地	昭島市朝日町3-18-12		

名称	虹のセンター 25		
電話番号	042-549-7733	F A X	042-549-1128
所在地	昭島市中神町 1 1 7 6 - 1 9		

名称	ウイズ相談支援事業所		
電話番号	042-544-1782	F A X	042-544-3878
所在地	昭島市松原町 4 - 1 0 - 1 3 - 3 0 2		

名称	特定非営利活動法人 昭島ひよこ教室		
電話番号	042-545-3676	F A X	042-545-3676
所在地	昭島市昭和町 4 - 7 - 1 昭島市保健福祉センター（あいぽっく） 2 階		

名称	めりーらいふ		
電話番号	042-545-4243	F A X	042-545-4243
所在地	昭島市東町 4 - 9		

名称	特定非営利活動法人 にこにこ		
電話番号	042-541-0706	F A X	042-541-0706
所在地	昭島市玉川町 3 - 1 7 - 1 3		

名称	ゆいのもり相談支援センター		
電話番号	042-519-2660	F A X	042-545-5451
所在地	昭島市つつじが丘 3 - 5 - 6 - 1 1 4		

名称	昭島生活実習所		
電話番号	042-541-8796	F A X	042-541-9246
所在地	昭島市松原町 3 - 1 1 - 1 5		

5 身体障害者相談員

氏名	電話番号	F A X	分野
三原 恭明	-----	042-542-3236	聴覚障害

6 相談機関

名称	昭島市身体障害者福祉協会 会長： 深井 隆		
電話番号	042-543-2059	F A X	042-543-2059
所在地	〒196-0034 昭島市玉川町 3 - 7 - 1		

名称	(社会福祉法人)日本身体障害者団体連合会		
電話番号	03-3565-3399	F A X	03-3565-3349
所在地	〒171-0031 豊島区目白 3 - 4 - 3 デイダンクビル 4 階		
備考	障害のある人の立場から人権の保障。社会への参加を推進していく全国組織。		

名称	(公益法人)東京都身体障害者団体連合会		
電話番号	03-3268-7184	F A X	03-3268-7228
所在地	〒162-0823 新宿区神楽河岸 1 - 1 セントラルプラザビル 5 階		
備考	東京都内の組織で日帰り旅行・親睦交流会・福祉講座・障害者の明日への主張・弁護士による法律相談・就労相談等を行っている。		

名称	三多摩身体障害者団体協議会（昭島市身体障害者福祉協会に問合せ）		
電話番号	042-543-2059	F A X	042-543-2059
備考	三多摩全域の障害者団体からなる組織。福祉講座・芸能大会・一泊旅行		

名称	D P I 障害者権利擁護センター		
電話番号	03-5282-3138（相談専用）	F A X	03-5282-0017
所在地	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階		
備考	当センターは、D P I 日本会議が個人の権利侵害に対応できるようにと1995年に創設した権利擁護機関です。当センターでは障害のある相談員が自分の体験を活かして、障害当事者の視点から相談に応じています（主に東京都内対象）。ご相談の内容により、詳しい経過をおききしたり、相手方とのやりとりの内容などをお尋ねすることがございます。初めてご相談の際は、情報を時系列でお知らせいただくと助かります。場合によってはお待ちさせることがございますのでご了承ください。相談は無料ですが、電話代は負担していただきます。		
	相談の受付時間 初期相談：月～金 10:00～18:00 専門相談：木 11:00～18:00		
	事務でのご用の方の電話番号：03-5282-3137		



第4章 福祉サービスを受けるために

身体障害に対する福祉サービスを受けるには、身体障害者手帳を持つことで初めて可能になることが多くあります。まずは手帳の申請をすることをお奨めします。

1 身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、身体障害者（児）が各種の福祉サービスを受けるために必要とされるものです。

手帳の等級には1級から6級までがあり、各等級は指数化され、二つ以上の重複障害の場合は、重複する障害の合計指数により決定されます。なお、肢体不自由の7級1つのみの障害では、手帳は交付されません。

①身体障害者手帳に関する諸手続

身体障害者手帳を交付された後、次の様な変更等があった場合は、必ず障害福祉課 障害福祉係・保健福祉センター（あいぽっく）・東部出張所のいずれかで手続きをしてください。

◆昭島市から転出したとき

30日以内に、新住所を担当する各市区町村福祉事務所へ届け出てください。

◆昭島市内で住所・氏名を変えたとき

30日以内に、届け出てください。

◆障害程度が変わったとき

新たに指定医の診断書と写真を持参し届け出てください。

◆障害を追加するとき

新たに指定医の診断書と写真を持参し届け出てください。

◆手帳を紛失したときや破損・汚れたとき

写真を持参し届け出てください。

◆手帳の返還

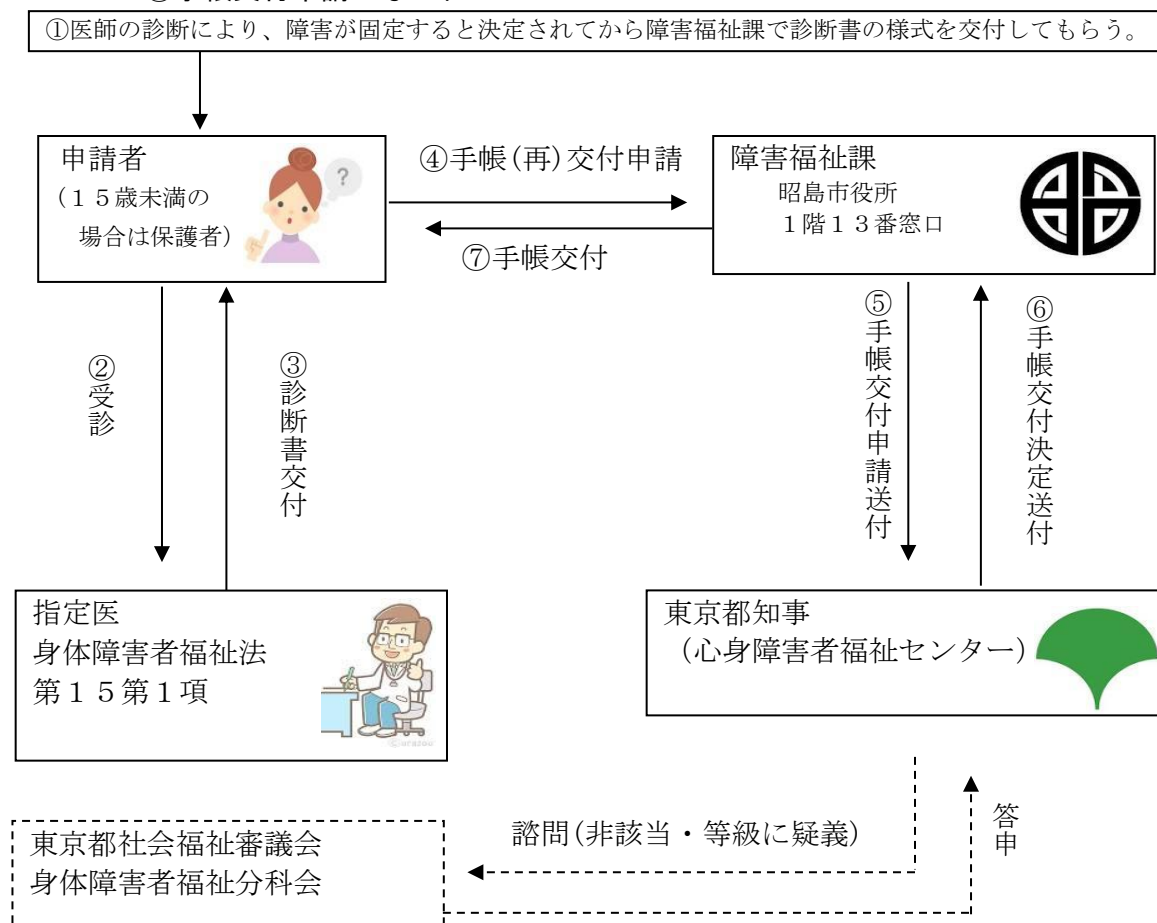
死亡されたとき、又は障害程度が軽くなり身体障害者福祉法に定める障害に該当しなくなったときは、手帳をお返しください。

各手続きには、必ず印鑑が必要です。

新たに交付を受ける時や更新する時は、写真（1年以内撮影・無帽・上半身・真正面でタテ4cm×ヨコ3cm）が必要です。

身体障害者手帳を、他人に譲ったり貸したりすることはできません。

②手帳交付申請のながれ



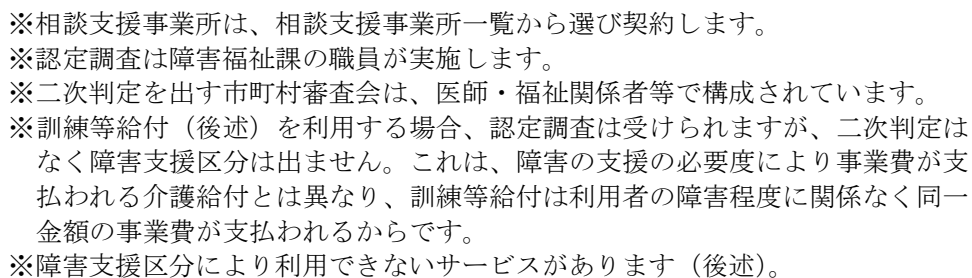
◆指定医について（身体障害者手帳）

障害者手帳を取得するためには、指定医の診断書が必要です。指定医がいる病院なら、全国どこの医療施設でもかまいません。昭島市内の指定医については、昭島市障害福祉課（042-544-5111）までお問い合わせ下さい。



障害者総合支援法は、障害のある人が地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律です。身体障害者手帳の有無は問いませんので、一度、相談機関に相談してみてください。

障害者総合支援法では、後述の「地域生活支援事業」以外は、サービスを利用する前に認定調査を受けます。手続きは次の通りです。



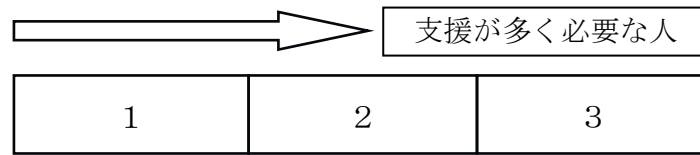
障害者の心身の状態を総合的に表す区分で、市町村審査会で判定されます。「障害支援区分」は、支援の必要度であり障害者手帳の程度と一致するとは限りません。

障害支援区分は「1」から「6」まであります。「1」は「自立度の高い人」、「6」は「最も支援が必要な人」です。



● 18歳未満の場合

成長途上であるため認定調査は実施せず、10項目(日常生活動作4項目・行動障害6項目)の聞き取り調査を行います。3段階の区分があります。



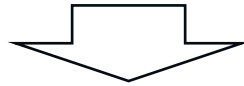
③障害者総合支援法の3つのサービス

全国同一のサービスで、個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」と区市町村が地域特性を踏まえ、創意工夫により柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。それぞれを説明します。

(ア) 日常生活上、継続的に支援が必要な人に対するサービス

→ 介護給付と言います。

申請後、認定調査を受けると、市町村審査会を経過し障害支援区分が出ます。



◆ 次のようなサービスがあります

- ・ 居宅身体介護・家事援助（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 施設入所支援 など

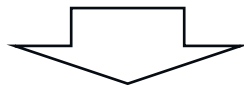
障害支援区分により利用できないサービスがあります。

- 通所施設の生活介護は、障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）、施設入所支援は障害支援区分4以上（50歳以上は3以上）と決まっています。

(イ) 地域で生活するために一定期間提供される訓練的支援

→ 訓練等給付と言います。

申請後、認定調査は受けませんが、障害支援区分は出ません。



◆ 次のようなサービスがあります。

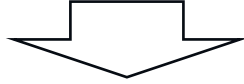
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

(ウ) 自治体が決めるサービス

→ 地域生活支援事業と言います。

利用するサービスにより、障害福祉課に利用申請が必要な場合がありますが、認定調査や障害支援区分の判定は必要ありません。

自治体の創意工夫でサービスを決めます。国から必ず実施が義務づけられているものと自治体が独自で実施するものがあります。



◆ 次のようなサービスがあります。

- ・ 移動支援
- ・ 相談支援
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 日常生活用具の給付または貸与
- ・ 手話通訳派遣等のコミュニケーション支援
- ・ 手話奉仕員養成研修
- ・ その他の日常生活又は社会生活支援

④ サービスの利用料は？

◆ 市町村民税非課税世帯

「市町村民税非課税世帯」の利用料は無料になります。食費負担額の軽減措置は継続されます。

自治体が利用料を決める地域生活支援事業の利用も無料になります。

◆ 18歳になると

世帯主の所得ではなく障害者個人の収入で利用料等が決まります。

障害基礎年金と手当以外に収入のない障害者の場合、市町村民税非課税（低所得1・2）となります。

◆ 市民税課税世帯の場合

利用料の上限は、障害者が市民税所得割 160,000 円未満の一般世帯は、9,300 円です。但し入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は除きます。

障害児の場合は市民税所得割が 280,000 円未満（20 未満の入所施設利用者を含みます）は、通所施設、ホームヘルプ利用の場合は 4,600 円、入所施設利用の場合は、9,300 円です。

上記以外の一般世帯は 37,200 円です。

また、地域生活支援事業の移動支援、日常生活用具給付事業は 10% の負担です。

3 WAM NETについて

福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療の総合情報サイトです。障害福祉サービス事業者の検索ができます。

全国の障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業者の情報について、指定機関（都道府県・市町村）及び各事業者からの提供情報を掲載しています。

<http://www.wam.go.jp/shofukupub/>



4 高齢になったら介護保険

65歳以上の方で、寝たきりや認知症など常に介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要な状態になった場合と、40歳から64歳までの方で初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により、介護保険の要介護・要支援状態と認定された場合は介護保険が利用できます。

①サービスを受けるには

介護保険の認定申請や利用の相談は、ご自分の住民登録地の市町村窓口となります。

●市役所介護福祉課 電話番号：042-544-5111

②地域包括支援センター（介護保険の認定申請窓口）

地域包括支援センターは、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、高齢の方々及びそのご家族を対象に、在宅での介護や福祉全般に関する相談に応じ、また介護予防に関わる事業を行なっています。昭島市では地域を4つに分け4ヶ所の地域包括支援センターがあります。

●昭島市東部包括支援センター 竹口病院

昭島市玉川町2-4-8-103

電話番号 042-545-9204

【担当地区】郷地町・東町・福島町・築地町・玉川町・朝日町・もくせいの杜

●昭島市中部包括支援センター あいぼっく

昭島市昭和町4-7-1 保健福祉センター「あいぼっく」2階

電話番号 042-505-7681

【担当地区】昭和町・上川原町・大神町・宮沢町・中神

●昭島市西部地域包括支援センター 愛全園

昭島市田中町2-25-3

電話番号 042-513-7651

【担当地区】緑町・田中町・拝島町

●昭島市北部地域包括支援センター ハピネス昭和の森

昭島市拝島町4036-14

電話番号 042-519-6967

【担当地区】松原町・美堀町・つつじが丘町・武蔵野・拝島町（丁目外）・田中町（丁目外）・宮沢町（丁目外）

③サービスが受けられる方

●65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきりや認知症など常に介護を必要とする状態（要介護）や日常生活に支援が必要な状態（要支援）になった場合

●40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態になった場合

特定疾病（介護保険からサービスが受けられる病気）	
・がん（末期） ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症（ALS） ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・初老期における認知症 ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ・脊髄小脳変性症	・脊柱管狭窄症 ・早老症（ウエルナー症候群） ・多系統萎縮症 ・糖尿病性神経障害 ・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

④サービス利用の流れ

- ◆電話で市町村窓口相談 ⇒ 要介護認定の申請 ⇒ 市の職員の訪問調査（訪問調査・主治医意見書・一次判定・介護認定審査会）⇒ 認定結果通知
- ◆介護が必要と判定 ⇒ ケアマネジャーによるケアプラン原案作成 ⇒ サービス担当者会議 ⇒ ケアプラン確定 ⇒ 事業所と契約 ⇒ サービス利用開始 ⇒ モニタリング（評価）
- ◆介護が必要でないと判定 ⇒ 一般介護予防事業

- ◆申請先は市役所介護福祉課、又は、地域包括支援センター

- ◆申請できる人

- ・本人・家族（地域包括支援センターなどにも代行してもらうこともできます）

- ◆申請時必要な物

- ・被保険者証

- ◆結果通知

- （ア）要支援：1・2
- （イ）要介護：1～5
- （ウ）非該当

- ◆認定結果通知とともに、利用者の負担割合（1割又は2割）が記載された負担割合証を送付します。（2割負担は単身の場合、合計所得金額160万円以上となります。）

- ◆要介護状態区分により、サービスの支給限度額が定められており、右表の通りになります。

要介護状態区分	支給限度額 （1月当たりの目安）
要支援1	50,030 円
要支援2	104,730 円
要介護1	166,920 円
要介護2	196,160 円
要介護3	269,310 円
要介護4	308,060 円
要介護5	360,650 円

⑤サービス利用の前にケアプラン作成が必要です。

ケアプランの作成は、ケアマネジャーに依頼しても自己負担はありません。

- （ア）要支援1・2 ⇒ 地域包括支援センターに依頼します。
- （イ）要介護1～5 ⇒ 居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼します。

⑥ケアマネジャーとのやり取り

アセスメント（調査）⇒ケアプラン原案作成⇒サービス担当者会議
⇒ケアプラン確定⇒サービス利用開始⇒モニタリング（評価）

⑦利用するサービス事業所との契約

ケアプランに基づき、サービス事業所とサービス内容・利用料・キャンセル料などを、確認し契約をします。

⑧保険料

●65歳以上の方(第1号被保険者)

区市町村ごとに9段階以上の所得段階が設定されます。(昭島市は13段階で設定しています。)

年金が年額18万円以上の方は、年金から自動的に徴収される「特別徴収」により納入することとなり、18万円未満の方は、納付書により金融機関に納入する「普通徴収」となります。

●40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

医療保険の保険料として一括徴収されます。保険料の額は、加入している医療保険によって異なります。

⑨サービスの種類

◆在宅サービス

- 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴介護・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護
- 福祉用具貸与・福祉用具購入費支給・住宅改修費支給
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
- 地域密着型サービス：小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護など

◆施設サービス

- 介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設(老健)
- 介護療養型医療施設(病院)

⑩介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

平成29年4月より、要支援の方に対する訪問介護・通所介護サービスが全国一律のサービス内容から市が定めるサービスに移行し、総合事業として実施しています。

第5章 生活するためのお金について

生活費の保障は障害のある人にとっても大事なことです。所得保障は年金・手当の他にも各税金の減免があります。またこの章では、いざと言う時のために生活保護や福祉貸付金についてもふれています。

1 年金について

①障害基礎年金

国民年金に加入中に、病気やけがなどで、日常生活に著しい支障のある障害の状態になったときに支給される年金です。なお、20歳になる前に初診日のある病気やけがが原因で障害者になった場合は、一定の基準により20歳から年金が受けられます。

受給要件	年 金 額	窓口・手続
① 国民年金の被保険者（加入者）期間中に初診日がある病気やけがで障害者になったとき ②被保険者の資格を失った後でも、60歳以上65歳未満で、日本国内に住所がある人が障害者になったとき ③20歳前に初診日があり、その後障害者になったとき ※①②の場合、保険料に未納があると、支払われない場合があります。	平成30年度 ・1級障害・・・974,125円 ・2級障害・・・779,300円 ※身体障害者手帳の等級とは別の基準です。障害基礎年金を受けられるようになった当時、その人によって生計を維持されている子（年齢制限有）がいるときは、一定の金額が加算されます。	保険年金課 年金係

②障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

③特別障害給付金

◆特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

◆対象者

- 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方

◆支給額（平成30年度）

- 1級：月額51,650円（2級の約1.25倍）
- 2級：月額41,320円
 - ※支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
 - ※所得によって支給制限となる場合があります。
 - ※老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

※支払は、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。（初回支払など、特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。）

◆ 窓口

- 請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。
- 特別障害給付金の審査・認定・支給にかかる事務は、事務センター（日本年金機構）が行います。

2 東京都心身障害者扶養共済制度について

申込みは、保護者がお住まいの区市町村の障害福祉所管課で、受け付けています。

◆ 制度の目的

この制度は、心身障害者を扶養する保護者に万一のこと（死亡又は重度障害状態）があったとき、残された心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

加入者（保護者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障害となったときは、心身障害者に終身一定額の年金を支給します。

- この制度において保護者とは、心身障害者から見て次の関係にある方で、現に障害者を扶養している方をいいます。
 - （ア）配偶者（事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む）
 - （イ）父母
 - （ウ）兄弟姉妹
 - （エ）祖父母又はその他の親族（事実上親族と同様の事情にあるものを含む）
- この制度に加入できるのは、1人の心身障害者に対して1人の保護者のみです。

◆ 心身障害者の要件

この制度において心身障害者とは、次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難(※)であると認められる方です。

- ①知的障害者
- ②身体障害者であって、その等級が1級から3級までに該当する方
- ③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記①又は②と同程度と認められる方（たとえば、精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）
 - ※心身障害者に年間4,621,000円を超える所得がある場合は、この制度に加入をすることはできません。

◆ 掛金について

- 毎月末日までに東京都の指定する金融機関に納付していただきます。
- 金額は、加入者（保護者）の加入時年齢により決まります。
- 障害者1人につき、2口まで加入できます。

◆ 年金の支給要件

- 加入者が死亡したか重度障害と認められたときは、その月から心身障害者に年金が支給されます。

◆ 掛金の納付期間

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金を納める必要はありません。

- 年度初日（4月1日）の加入者の年齢が65歳となったとき
- 加入期間が20年以上となったとき

◆ 年金支給額及び支給期間

- 支給額：月額20,000円（1口あたり）
- 支給期間：加入者が死亡した、又は重度障害となった月から、心身障害者が死亡する月まで

◆掛金の減額申請

- 掛金の減額事由に該当し、減額を希望する方は、次の書類を提出してください。
 - (ア) 生活保護受給中の方 ⇒ 加入者の生活保護受給証明書
 - (イ) 住民税が非課税又は免除されている方 ⇒ 加入者の特別区民税・市町市民税(非)課税証明書

◆申請書類の提出先（各種手続きの窓口）

- 保護者（加入者）がお住まいの区市町村の障害福祉担当課

3 手当の一覧

【平成 30 年 4 月現在】

制度	対象者	制限・給付	窓口
児童育成 障害手当	次のいずれかに該当する 20 歳の誕生日 まで児童を育てている父母または療育者 ・身体障害者手帳 1・2 級程度 ・愛の手帳 1～3 度程度 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症	・所得制限あり ・母子生活支援施設以外の児童福祉施設に児童が入所している方を除く 15,500 円	子ども子育て 支援課 手当・医療 助成係
児童育成 手当	父または母が身体障害者手帳 1・2 級程度 の障害があり 18 歳までの児童（18 歳に達する日の属する年度の末日以前） を育てている父母または療育者	・所得制限あり ・母子生活支援施設以外の児童福祉施設に児童が入所している方を除く 13,500 円	子ども子育て 支援課 手当・医療 助成係
特別児童 扶養手当	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童 を育てている父母または療育者 ・身体障害者手帳 1・2 級程度 ・愛の手帳 1～3 度程度 ・上記と同程度の疾患、もしくは身体または 精神に障害がある方	・所得制限あり ・母子生活支援施設以外の児童福祉施設に児童が入所している方を除く 1 級 51,700 円 2 級 34,430 円	障害福祉課 障害福祉係
特別障害 者 手当	20 歳以上で、著しく重度の障害状態に あり、日常生活において常時特別な介護 を必要とする方	・所得制限あり ・施設に入所、病院等 3 か月以上 入院の方を除く 26,940 円	障害福祉課 障害福祉係
障害児福祉 手当	20 歳未満で、重度の障害があり、日常 生活において常時特別な介護を必要とする 児童	・所得制限あり ・施設に入所の児童を除く 14,650 円	障害福祉課 障害福祉係
重度心身 障害者手 当	次のいずれかに該当する方 ・重度の知的障害があり、日常生活で複雑な 配慮を要する ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複して いる ・重度の肢体不自由で、両上・下肢とも機能 が失われているなどの傷害がある	・所得制限あり ・65 歳以上の新規申請の方を除く ・施設に入所、病院等に 3 か月以上入院の方 を除く 60,000 円	障害福祉課 障害福祉係
心身障害 福祉手当 (都の制度)	20 歳以上で、次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳 1・2 級 ・愛の手帳 1～3 度 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症	・所得制限あり ・65 歳以上の新規申請の方を除く ・児童育成障害手当受給者を除く ・施設に入所の方を除く 15,500 円	障害福祉課 障害福祉係
心身障害 福祉手当 (市の制度)	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳 3・4 級 ・愛の手帳 4 度	・所得制限あり ・65 歳以上の方を除く ・児童育成障害手当受給者を除く ・施設に入所の方を除く ・生活保護を受けている方を除く 4,000 円	障害福祉課 障害福祉係

4 税金の控除・免除

制 度	対象者	内 容	窓口・手続
所得税	身体障害者 手帳所持者	納税者が障害である場合、又は扶養親族(配偶者含む)に障害者がいる場合には所得金額が控除されます。 ・(特別障害者控除) 障害程度 1・2級 400,000 円 ・(障害者控除) 障害程度 3～6級 270,000 円 ・(同居特別障害者扶養控除) 納税者が特別障害者と同居している場合 350,000 円加算	確定申告の場合 立川税務署 042-523-1181 源泉徴収の場合 勤務先給与担当
住民税	身体障害者 手帳所持者	納税者が障害である場合、又は扶養親族(配偶者含む)に障害者がいる場合には所得金額が控除されます。 ・特別障害者控除 障害程度 1・2級 300,000 円 ・障害者控除 障害程度 3～6級 260,000 円 ・同居特別障害者扶養控除 納税者が特別障害者と同居している場合 230,000 円加算	課税課 市民税係 所得税の確定申告で 手続きをしてある方 は不要
相続税	身体障害者 手帳所持者	障害者が相続又は遺贈によって遺産を相続した場合、障害の程度、年齢に応じ相続税が控除されます。	立川税務署 042-523-1181
贈与税	身体障害者 手帳所持者 1・2級	特別障害者を受益者とする「特別障害者扶養信託契約」に基づき、金銭、有価証券等の財産を信託会社に委託した場合、特別障害者一人につき、6千万円まで贈与税が非課税となります。特別障害者以外の特別障害給付金を受けている特定障害者は3千万円まで贈与税が非課税になります。	立川税務署 042-523-1181
個 人 事業税	身体障害者 手帳所持者	・前年中における事業所得(他の所得があるとき合算)額が370万円以下であって本人又は扶養家族に障害がある場合、税額が一人につき5,000円(特別障害者は10,000円)減免されます。 ・視力障害で、両眼の(屈折異常のある方については矯正)視力が0.06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を営む場合、非課税となります。	立川都税事務所 042-523-3171
利子税	身体障害者 手帳所持者	障害者の受け取る郵便貯金、銀行貯金の一定の預金利子が非課税となります。	各金融機関

5 生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

①制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています

②相談・申請窓口

生活保護の相談・申請窓口は、
市役所保健福祉部生活福祉課保護係 電話 042-544-5111

③生活保護の要件及び内容

●保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、生活保護が適用されます。

●資産の活用とは

預貯金・土地・家屋・生命保険・自家用車等があれば、売却・解約を行い、生活費に充ててください。

●能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

●あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、そのすべてを活用してください。

●扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

④支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

最低生活費		加算※2
障害者手当等の収入※1	← 支給される保護費 →	

※1 収入としては、就労による収入、年金等の社会給付、親族による援助等を認定します。

※2 障害の程度により加算（障害者加算等）があります。

⑤保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 1. 食費等の個人的費用 2. 光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

⑥生活保護の手続きの流れ

◆事前の相談

生活保護制度について説明を受けたい方は、福祉事務所の生活係までお越しください。生活状況の聞き取りの上、生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討します。（世帯の収入・資産等の状況が分かる資料をご持参いただくことがあります。）

◆保護の申請

生活保護の申請をされる方については、保護の決定のために以下のような調査を実施します。

- 生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
- 預貯金、保険、不動産等の資産調査
- 扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
- 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- 就労の可能性の調査
- その他保護の実施に必要な調査

◆生活保護費の支給

- 厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として毎月支給します。
- 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただきます。
- 世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが年数回の訪問調査を行います。
- 就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導を行います。
- 定期的に資産の申告（預金通帳等の提示）をしていただきます。

⑦相談・申請に必要な書類

◆生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。その際、世帯の収入・資産等の状況が分かる資料（預金通帳の写しや給与費明細書等）をご用意ください。



6 生活福祉資金貸付

世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行います。

対象者	内 容				窓口・手続	
身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯	資金種類	貸付限度	据置期間 返済期間	資金利用目的	昭島市社会福祉協議会 042-544-0388	
	福祉資金 生業費	460 万円	6ヶ月以内 9年以内	生業（自営業）を営むのに必要な経費		
	福祉資金 技能習得費	技能習得期間ごとに設定 6ヶ月程度 110 万円 1年程度 200 万円 2年程度 380 万円 3年以内 560 万円	6ヶ月以内	就職するための知識、技能を習得するために必要な経費、及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費		
			8年以内			
	福祉資金 障害者等福祉用具購入費	170 万円	6ヶ月以内	機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具を、購入等するために必要な経費		
			8年以内			
	福祉資金 自動車購入費	250 万円	6ヶ月以内	自ら運転する自動車又は、障害者と同居して生計を、同一としている者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために、自動車を購入するために必要な経費		
			8年以内			
	その他に、福祉費（転宅・就職時の支度等・住宅の増築、改築等）教育支援資金、療養介護等資金などがあります。（ただし、教育支援資金は、低所得世帯が対象となります。）					

7 医療費の助成

①更生医療

- ◆ 18歳以上で身体障害者手帳所持者 身体障害者手帳に記載されている障害程度を軽くしたり、取り除いたりする医療費の一部を助成
 - 原則一割負担、ただし本人または世帯の所得に応じて、自己負担限度額が定められています。
 - 所得制限あり 障害福祉課障害福祉係で申請後、受給者証の交付を受け指定医療機関で診療を受けます。
 - 東京都心身障害者福祉センターでの書類判定が必要です。ただし、じん臓・小腸・免疫機能障害は指定医の意見書により昭島市が可否を判定します。

②育成医療

- ◆ 18歳未満で身体に障害を有するため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童に対して将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療費の一部を助成
 - 原則一割負担、ただし本人または世帯の所得に応じて、自己負担限度額が定められています。
 - 所得制限があります。障害福祉課障害福祉係で申請後、受給者証の交付を受け指定医療機関で診療を受けます。

③心身障害者医療費助成

- ◆身体障害者手帳所持者 1・2 級（内部障害者は 1～3 級）で各種健康保険に加入している方 健康保険適用となる自己負担金の一部を助成
 - 所得制限あり
 - 65 歳以上の新規申請の方を除く
 - 後期高齢者医療制度加入者で住民税が課税の方を除く
 - 生活保護を受けている方を除く
 - 障害福祉課障害福祉係で申請後、受給者証の交付を受け医療機関で診療を受けます。



第6章 地域で暮らすー1

～共通のサービス～

1 ヘルパーの利用

障害を受けて、生活がしづらくなっても、ヘルパーの手助けを受ければ地域で生活続ける事ができます。

ヘルパーは居宅で入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事や生活などに関する相談助言など生活全般にわたる支援を行います。

ヘルパーを利用するには障害者総合支援法のサービスを利用する手続きが必要です。障害福祉課に申請し、相談支援事業所が作るサービス計画を基に、支給時間が決まります。また、障害によって受けられるサービスが違います。

◆ 居宅介護：身体介護・家事

- 障害支援区分1以上

◆ 重度訪問介護：障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、障害支援区分調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも、「支援が不要」以外と認定されるとき

◆ 重度障害者等包括支援：常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活援護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業及び生活援助を包括的に提供されます。

- 具体的には、障害支援区分が区分6（児童にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、次のいずれかに該当する方

- 類型及び状態像

（ア）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する方

- ・ 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（I 類型）— 筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS（筋萎縮性側索硬化症）、遷延性意識障害等
- ・ 最重度知的障害者（II 類型）— 重症心身障害者等

（イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方（III 類型）— 強度行動障害等

◆ 同行援護：視覚障害により著しく困難な方が外出する時に同行して、移動に必要な情報提供をしたり、移動の援護や排泄及び食事などの外出に必要な援助を行います。

2 補装具の利用

各種の補助具を利用すれば、自立した生活を続けられます。

補助具には、制度上、補装具・日常生活用具・その他各種あります。

①補装具の交付・修理

- 身体障害者手帳所有者で、東京都心身障害者福祉センターで補装具の判定を受け認められた方に交付します。（種目によりセンター判定が省略できるものがあります。）
- 18歳未満の児童については、指定医療機関医師意見書で必要性が認められた方に交付します。
- 利用者負担については、原則として一割負担となりますが、世帯の所得に応じて負担上限金額が設定され、非課税世帯の利用者負担はありません。

◆所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障害者	障害者本人とその配偶者
18歳未満の障害児	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

- なお、世帯の中に市区町村民税所得割額が460,000円以上の方がいる場合は補装具の支給対象とはなりません。

②補装具の種類

障 害 名	種 目
肢体不自由	義 肢
	装 具
	座位保持装置
	車いす※
	車いすの付属品※
	電動車いす※
	歩行器※
	歩行補助つえ※
	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ
	義 眼
	矯正眼鏡
	コンタクトレンズ
	遮光眼鏡
	弱視眼鏡
聴覚障害	補聴器

※印のある種目は介護保険制度と重複のため介護保険制度が優先されます。

◆補装具費の再支給

- 補装具費の支給制度では種目や型式ごとに耐用年数（通常の装用状態において当該補装具が修理不能となるまでの想定年数）が設定されており、通常の補装具の再支給は耐用年数を過ぎてから行われます。
- しかし、障害状況の変化等で適合しなくなった（合わなくなった）場合や、著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再支給が可能です。
- ただし、耐用年数の経過後でも、修理等により継続して使用可能な場合は、再支給の対象になりません。



3 心身障害者（児）日常生活用具の給付・貸与

身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）の交付を受けて在宅で生活する障害者（児）の方を対象に、日常生活を容易にするための各種用具を給付若しくは貸与します。また、利用者負担は、原則として1割負担となりますが、世帯の所得の状況に応じて負担上限額が設定され、生活保護受給者及び住民税非課税世帯の利用者負担はありません。詳しくは、障害福祉課までお問い合わせください。

※給付種目により対象者が異なります。事前にお問い合わせください。

◆ 給付制限等

- 給付を希望される方は、購入前にお問い合わせください。購入後の助成は行っていません。
- 施設入所している方や入院している方については、種目により給付できないものもあります。
- 介護保険制度の対象となる方は、介護保険による福祉用具との共通種目は対象となりません。

【平成29年4月現在】

分類	種目	対象者	性能	給付限度額 (円)	耐用 年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 難病患者等で寝たきりの状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもので、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
	特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） 3. 原則として3歳以上の知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度の者 4. 難病患者等で寝たきりの状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者	じょくそう防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	19,600	5年
	特殊尿器	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機に係る障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） 2. 難病患者等で自力で排尿できない状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）等又は介護者が容易に使用できるもの	100,000	5年

介護・訓練支援用具	入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	洋式 82,400 和式 133,900	5年
	体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。） 2. 難病患者等で寝たきりの状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者	介護者が障害者（児）等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5年
	移動用リフト	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断ができる者	障害者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500	4年
	訓練椅子	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	原則として付属のテーブルを付つけるものとする。	33,100	5年
	訓練用ベッド	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断ができる者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害者（児）で、入浴に介助を必要とする者 2. 難病患者等で入浴に介助を要する状態であると医師の意見書により客観的に判断ができる者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年

自立生活支援用具	便器	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 難病患者等で常時介護を要する状態であると医師の意見書により客観的に判断ができる者	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500	8年
	頭部保護帽	次の各号のいずれかに該当する者 1. 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有する者で、転倒の危険性が高い者 2. 知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（Aタイプは、スポンジ、革を主材料に製作されたものとし、Bタイプはスポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたものとする。）	Aタイプ 12,160 Bタイプ 36,500	3年
	T字状・棒状のつえ	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有する者で、T字状・棒状つえを携帯しなくては移動が困難となる者	木材、軽金属製で十分な強度を有するもの	3,000	3年
	移動・移乗支援用具	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 2. 難病患者等で下肢が不自由な状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
	特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 1. 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障害の程度が1級又は2級の者 2. 原則として学齢児以上の知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な者 3. 難病患者等で上肢機能に障害のあうな状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者	障害者（児）を介護している者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの又は足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	足踏みペダル式 151,200 足踏みペダル式以外 100,000	8年
	火災警報器	次の各号のいずれかに該当する者 1. 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級の者 2. 知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度の者（1・2のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	31,000	8年

自立生活支援用具	ガス安全システム	次の各号のいずれかに該当する者 1. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者（喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） 2. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
	自動消火装置	次の各号のいずれかに該当する者 1. 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、障害の程度が1級又は2級の者 2. 知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度の者（1・2のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） 3. 難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
	電磁調理器	次の各号のいずれかに該当する者 1. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級の者（1・2のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者（2級の者は、送信機のみに限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。 送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のことをいう。	1級 51,000 2級 7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年

自立生活支援用具	フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に係る障害の程度が３級以上の者	障害者（児）が容易に使用できるもの	12,400	10年
	携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に係る障害の程度が３級以上の者	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	原則として３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とする者（自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る。）	自己連続携行式腹膜かん流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
	ネブライザー（吸入器）	次の各号のいずれかに該当する者 １．原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が３級以上の者又は同程度の身体障害者（児）で医師の意見書により必要と認められる者 ２．難病患者等で、呼吸器機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断ができる者	障害者（児）が容易に使用できるもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器	次の各号のいずれかに該当する者 １．原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障害に係る障害の程度が３級以上の者又は同程度の身体障害者（児）で医師の意見書により必要と認められる者 ２．難病患者等で、呼吸器機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断ができる者	障害者（児）等又は介護者が容易に使用できるもの	56,400	5年
	空気清浄器	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が３級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	33,800	6年
	酸素吸入装置	原則として１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が原則として３級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師の意見書により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る。）	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
	酸素ボンベ運搬車	原則として１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が原則として３級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。）	障害者が容易に使用できるもの	17,000	10年

在宅療養等支援用具	音声式体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が１級又は２級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	9,000	５年
	音声式体重計	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が１級又は２級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用できるもの	18,000	５年
	音声式血圧計	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が１級又は２級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用できるもの	15,000	５年
	ルームクーラー	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した者（医師の意見書により、体温調節機能を喪失した者と認められた者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	100,000	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等で、人工吸入器の装置が必要な状態にあると医師の意見書により客観的に判断ができる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500 円	５年
	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有する者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの	185,000	５年
情報・意思伝達疎通支援用具	情報・通信支援用具（パーソナルコンピュータ用ソフト）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が１級又は２級の者	視覚障害者（児）が、パーソナルコンピュータを容易に使用するためのアプリケーションソフト（文字拡大ソフト、音声ソフト等）	100,000	５年
	情報・通信支援用具（パーソナルコンピュータ用周辺機器）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢不にに係る障害の程度が１級又は２級の者	上肢機能障害者（児）がパーソナルコンピュータを使用するに当たり、必要となる周辺機器（大型キーボード、操作棒等）	100,000	５年
	点字ディスプレイ	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が２級以上であり、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	６年

情報・意思伝達疎通支援用具	点字器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、点字を習得しようとしている者又は点字の利用が可能な者	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	10,400	7年
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者（本人が就労若しくは就学をし、又は就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方法により記録された図書の再生が可能な製品（録音再生機）又は当該方法により記録された図書の再生が可能な製品（再生専用機）であって、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
	視覚障害者用活字文書読上装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	99,800	6年
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの	198,000	8年
	時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。）	視覚障害者が容易に使用できるもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年

情報・意思伝達疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器（ファクシミリ）であり、障害者（児）が容易に使用できるもの	35,000	5 年
	聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	88,900	6 年
	会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害に係る障害の程度が４級以上の者	聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	38,200	6 年
	人工喉頭	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者（児）で、音声、言語機能に係る障害で、喉頭を摘出し、人工咽頭を必要とする者	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	8,100	4 年
			電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100	5 年
	福祉電話	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。） ※別に定める「昭島市重度身体障害者福祉電話事業実施要綱」に基づき実施する者とする。	障害者が容易に使用できるもの	83,300	

情報・意思伝達疎通支援用具	視覚障害者用図書（点字図書、大活字図書又はDAISY図書）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、主に情報の入手を視覚障害者用図書によって」いる者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く視覚障害者用図書とする。	給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻の購入額を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く	
排泄管理用具	ストマ用装具（消化器系）	身体障害者手帳の交付を受けた直腸機能障害者（児）で、人工こう門を増設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	月額 8,858	
	ストマ用装具（尿路系）	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう機能障害者（児）で、人工ぼうこうを増設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップの付いているもの	月額 11,639	
	紙おむつ	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、次のいずれかに該当する者 1. 先天性疾患（先天性鎖こうを除く）に起因する神経障害（二分脊椎等）による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖こうに対すこう門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 2. 脳性麻痺等脳原性運動機能障害又は同等の障害（おおむね3歳未満までに発現した脳病変による者）により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で身体障害者福祉法第15条に規定する肢体不自由を障害区分とする指定医の意見書により紙おむつが必要とされた者		月額 12,000	

排泄管理用具	収尿器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、先天性疾患（先天性鎖こうを除く）又は脊髄損傷等による高度の排尿機能障害により、排尿のコントロールが困難な者	男性用：採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付けられたもので、ラテックス製又はゴム製のもの	8,500	1年
			女性用：普通型は耐久性ゴム製の採尿袋を有するもので、簡易型はポリエチレン製の採尿袋で導尿ゴム管が付いているもの		
住宅生活動作補助用具	小規模改修	学齢時以上65歳未満の者で次の各号のいずれかに該当する者 1. 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断できる者（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断できる者）。 2. 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断ができる者（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢機能に障害のある状態であると医師の意見書により客観的に判断できる者）。 ※別に定める「昭島市中心身障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱」に基づき実施する者とする。	次に掲げる住宅設備改善に伴う用具の購入費及び改修工事費 1. 手すりの取付け 2. 床段差の解消 3. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 様式便器等への便器の取替え 6. その他、これらの住宅設備改修に付随して必要となる住宅設備の改善	200,000	1回のみ

4 指定収集袋（ごみ袋）の無料配布

対象者	制 限	窓 口
身体障害者手帳 1・2 級所持者	市民税非課税世帯	清掃センター 042-541-1342

5 下水道使用料の基本使用料免除

対象者	制 限	窓 口
身体障害者手帳 1・2 級所持者	市民税非課税世帯 (生活保護世帯を除く)	下水道課 業務係 042-544-5111

6 日本放送協会（NHK）放送受信免除

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

(ア) 全額免除

- 公的扶助受給者
- 生活保護法に規定する扶助を受けている場合
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合
- 市町村民税非課税の身体障害者 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
- 社会福祉事業施設入所者 社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所され自らテレビを持ちこまれている場合

(イ) 半額免除

- 視覚・聴覚障害者 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者 0 の場合
- 重度の身体障害者 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級または 2 級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

※問い合わせ先：NHK コールセンター 0 5 7 0 - 0 7 7 - 0 7 7

7 官製はがき（青い鳥ハガキ）の無料配布

対象者	内 容	窓口・手続
身体障害者手帳 1・2 級所有の方、愛の手帳 1・2 度所有の方	年 1 回、4 月～5 月末日に官製はがき 20 枚を無料で配布します。（申込みは 4 月 1 日から受付）	(1) 窓口でのお申出方法 最寄りの郵便局（簡易郵便局を除きます。）に身体障害者手帳又は愛の手帳をご提示いただいた上、用紙に必要事項をご記入の上、ご提出願います。なお、代理の方によるご提出でも結構です。 (2) 郵送により配布の希望をお申出いただく場合 適宜の用紙に、次の事項を記入して最寄りの郵便局に郵送してください。 ・「青い鳥郵便葉書配布申込書」・手帳の種類・手帳番号・級別又は程度・住所又は居所及び氏名

8 N T T 電話無料案内

対象者	内 容	窓口・手続
身体障害者手帳視覚障害 1～6 級（上肢、体幹または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1・2 級）	電話番号案内「104」を無料で利用できます。	N T T ふれあい案内 0 1 2 0 - 1 0 4 1 7 4

9 携帯電話料金の割引

対象者	内 容	窓口・手続
身体障害者手帳所持者	基本使用料、各種サービス等割引	各携帯電話会社

10 補助犬

対象者	給付内容	制 限	窓口・手続
視覚障害者1級	盲導犬	・所得制限あり ・都内におおむね1年以上居住し所定の訓練を受け補助犬を管理、飼育できること。	障害福祉課 障害福祉係
肢体不自由者1・2級	介助犬		
聴覚障害者2級	聴導犬		

11 交通機関について(無料・割引などの優遇措置)

① J R 線・私鉄

グリーン車・特急料金は除かれます。12歳未満の身体障害児については小児運賃の5割引となります。

対 象 者	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	手続・窓口
第1種身体障害者手帳所持者(介護者付)	普通乗車券 定期乗車券 (小児を除く) 回数乗車券 (バスを除く)	5割 (介護者同率) バス定期券は 3割	全線	身体障害者手帳を販売窓口に提示し、必要な乗車券を購入し乗車中は必ず身体障害者手帳を携帯してください。 ・販売窓口 各駅の乗車券 ・問い合わせ J R 東日本お問い合わせセンター 050-2016-1600
第1種および第2種身体障害者手帳所持者(単独行動)	普通乗車券	5割	片道100kmを超える場合	
12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者の介護者	介護者の定期乗車券	5割	全線	

② ジパング倶楽部(特別会員制度)

J R 東日本が行っているシルバーの方々を対象とした「ジパング倶楽部」は、身体障害者を対象とした特別会員制度を設けています。特別会員は、一般の会員より年会費が安く、また、加入できる年齢も5歳低く設定されています。

◆ 対照

- ・J R の身体障害者手帳を所持する 男性60歳以上 女性55歳以上

◆ 入会金及び年会費

- ・入会金……………無料
- ・年会費……………1,350円(平成26年4月1日より改定)

◆ 会員特典

- ・J R の窓口で障害者手帳を提示して購入した乗車券が、片道・往復・連続乗車券のいずれかで201キロ以上あるとき、ジパング倶楽部の会員になっていれば、2～3割引で特急券などを購入することができます。また、第1種障害者の介護者の方が同時に購入する場合も特急券等が割引になります。
- ・特急券などは、201キロ以上の乗車券を購入されますと、201キロ以上なくても割引になります。

- ただし、次の料金は割引になりません。
 - ①新幹線「のぞみ」「みずほ」の特急料金（自由席を含む）、グリーン料金
 - ②全ての寝台料金
 - ③グリーン個室料金
 - ④2人用・3人用個室寝台の特急・急行料金
 - ⑤トクトクきっぷなど既に割引になっているきっぷ類 など
- その他 利用できる列車や 座席等については 乗車券発売窓口でお尋ねください。

◆ 次の期間にご乗車の場合は、ジパング倶楽部の割引は適用になりません。

4月27日～5月 6日

8月11日～8月20日

12月28日～1月 6日

- なお、4月26日、8月10日、12月27日の夜行列車にご乗車になり、翌日にまたがる場合は、その列車から下車されるまでは割引となります。

◆ 購入方法と割引率

- 切符購入の際には、①身体障害者手帳と②ジパング倶楽部手帳を提示してください。
- 割引率は入会した初年度は1～3回までが2割引、4～20回までが3割引となります。
- 引き続き会員になりますと、2年目からは20回まで3割引となります。

◆ 入会手続

- 必要事項を記入した新規申込書に身体障害者手帳のコピー（写真の貼ってあるところと障害者・等級の書いてあるところをコピー）と会費（1,350円）を添えて、東京都身体障害者団体連合会まで郵送でお申し込みください。

◆ 会費の郵送

- ① 現金1,350円と申込書を現金書留郵便で郵送
- ② 定額小為替（1,000円小為替1枚、350円小為替1枚）と申込書を同封し普通郵便で郵送して下さい

※いずれも郵便局で取り扱っておりますが、手数料は②の方が安いです。

※ジパング倶楽部手帳が本人に発送されるまで3～4週間かかりますので、ご了承ください。

◆ 申し込み用紙は ホームページからダウンロードできます。

<http://www.tosinren.or.jp/jipangu.htm>

◆ 問い合わせ 東京都身体障害者団体連合会

- 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザビル5階
- 電話番号 03-3268-7184 F A X 03-3268-7228
- 問合せの時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
- ※視覚障害者には、都盲協（03-3208-9001）で、仲介してもらえます。

③ 鉄道会社のサービス

駅員に頼めば、下車駅の駅員に連絡し乗換えなら次の電車に乗せてくれてまた下車駅に連絡してくれます。最終下車駅では、出迎えの人に託すか、タクシーに乗せてくれます。

④都営交通バス・地下鉄

対象者	無料・割引の内容	交付窓口
身体障害者手帳所持者	・都営交通を利用する時、乗車料金が無料 ・第1種身体障害者の介護者は普通乗車券定期券5割引（都バス定期券3割引） ・無料乗車券を持たずに身体障害者手帳を提示した場合5割引	無料乗車券の交付を希望する方は身体障害者手帳を持参し障害福祉課障害福祉係・保健福祉センター（あいぽっく）・東部出張所へ
第1種身体障害者の介護者		

⑤民営バス

対象者	無料・割引の内容	交付窓口
身体障害者手帳所持者	・民営バスを利用する時、障害者手帳の提示で乗車料金が5割引（定期券3割引） ・第1種身体障害者の介護者は民営バス乗車割引証の提示で5割引 ・立川・西東京・西武バス等、都内路線（他県へ乗り入れている路線を含む）で割引	民営バス乗車割引証交付を希望する方は身体障害者手帳を持参し障害福祉課障害福祉係へ
第1種身体障害者の介護者		

⑥タクシー

対象者	割引の内容	手続・窓口
身体障害者手帳所持者	割引料金額 通常料金の1割引 （10円未満の端数は切り上げ） 東京ハイヤー・タクシー協会加入タクシー	乗車時に身体障害者手帳を提示し割引を受ける 東京ハイヤー・タクシー協会 03-3264-8080

⑦航空

対象者	割引の内容	手続・窓口
12歳以上の第1種身体障害者手帳所持者とその介護人 （介護人は12歳以上で各航空会社が介護能力があると認める方）	割引率は障害者・介護人とも37%等です。 ※各航空会社、路線によって異なります。	搭乗券を購入する際、身体障害者手帳を提示し、介護人が付き添う場合は同一搭乗区間を同時に購入してください。 ※詳細は、各航空会社等にお問い合わせください。
12歳以上の第2種身体障害者手帳所持者		

⑧旅客船・フェリー

対象者	割引の内容	手続・窓口
身体障害者手帳所持者と介護人	旅客船・フェリーを利用する場合、運賃が割引になります。 ※運航会社、路線によって異なります。	乗船券を購入する際、身体障害者手帳を提示してください。 ※詳細は、フェリー会社等にお問い合わせください。

⑨福祉タクシー利用費助成

電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な重度心身障害のある方に対して、社会生活圏の拡大及び福祉の増進を図ることを目的とします。

対象者	身体障害者手帳１・２級の方 下肢または体幹機能に係る障害の３級を有する方		
対象にならない方	・自動車ガソリン費助成を受けている方 ・施設に入所している方		
助成内容	前期（４月から９月まで）と後期（１０月から３月まで）それぞれの期間について、 10,000 円を限度として、実費相当額を助成します。 ※介護タクシー利用時の介護料は除きます。 ※申請書を提出した月の属する期間（前期又は後期）が助成の対象となります。		
請求方法	「昭島市福祉タクシー利用費助成請求書」にタクシー利用の領収書を添付し、必ず請求 受付期間に請求してください。 （郵送による請求の場合は、受付期間最終日までの消印が有効です。）		
請求窓口	障害福祉課障害福祉係（１３番窓口） 保健福祉センター（あいぽっく） 東部出張所		
区分	領収書の有効乗車期間	請求受付期間	支給日
前期分	４月１日～９月３０日乗車分	４月１日～１０月１０日	１１月１０日頃
後期分	１０月１日～３月３１日乗車分	１０月１日～ ４月１０日	５月１０日頃

※請求受付期間の最終日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで請求することができます。

※助成金を請求することができる回数は、前期・後期の各期につき１回までです。



⑩自家用自動車について
自動車取得補助（税の軽減）

制 度	対 象 者	内 容	窓 口・手 続																									
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	身体障害者手帳所持者	・障害のある方またはその方と生計を同じくする方が所有し、もっぱら障害の方の通院、通学などのために使用する自動車 ・車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車減免が受けられる手帳および障害の程度 <table><tr><td>障害の区分</td><td>等級</td></tr><tr><td>下肢機能障害</td><td>1～6級</td></tr><tr><td>体幹機能障害</td><td>1～3級・5級</td></tr><tr><td>上肢機能障害</td><td>1・2級</td></tr><tr><td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能障害 移動機能障害</td><td>1・2級 1～6級</td></tr><tr><td>視覚障害</td><td>1～3級・4級 (4級は両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下の場合のみ)</td></tr><tr><td>聴覚障害</td><td>2・3級</td></tr><tr><td>平衡機能障害</td><td>3・5級</td></tr><tr><td>音声・言語機能障害(喉頭摘出)</td><td>3級</td></tr><tr><td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害</td><td>1・3・4級</td></tr><tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>1～3級</td></tr><tr><td>肝臓機能障害</td><td>1～4級</td></tr></table> ※ 障害のある方 1 人に対し 1 台に限られます。 申請期限 ・新規取得の自動車税・自動車取得税は登録の日から 1 ヶ月以内に都税事務所へ申請して下さい。 ・すでに自動車を取得している場合は自動車税の納期限までに都税事務所へ申請して下さい。 ・軽自動車税は納期限前 7 日までに課税課へ申請して下さい。 自動車税・自動車取得税の減免制度が変わります。 ・自動車税…平成 2 1 年度分から 45,000 円を上限とし超える額を納付して下さい。 ・自動車取得税…平成 2 1 年 4 月 1 日取得分から 300 万円相当分の税額を上限とし超える額を納付して下さい。 ・ただし、障害のある方のために改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算します。	障害の区分	等級	下肢機能障害	1～6級	体幹機能障害	1～3級・5級	上肢機能障害	1・2級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害	1・2級 1～6級	視覚障害	1～3級・4級 (4級は両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下の場合のみ)	聴覚障害	2・3級	平衡機能障害	3・5級	音声・言語機能障害(喉頭摘出)	3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1・3・4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	肝臓機能障害	1～4級	・自動車税 ・自動車取得税 立川都税事務所 042-523-3171 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 ・軽自動車税 市役所課税課市民税係 042-544-5111
		障害の区分	等級																									
		下肢機能障害	1～6級																									
		体幹機能障害	1～3級・5級																									
		上肢機能障害	1・2級																									
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害	1・2級 1～6級																								
		視覚障害	1～3級・4級 (4級は両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下の場合のみ)																									
		聴覚障害	2・3級																									
		平衡機能障害	3・5級																									
		音声・言語機能障害(喉頭摘出)	3級																									
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1・3・4級																											
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級																											
肝臓機能障害	1～4級																											

⑪自動車運転免許取得費補助

対象者	給付内容	窓口・手続
運転免許適性試験に合格した18歳以上の方で次の要件①のいずれか、かつ②～④に該当する方 ①・身体障害者手帳1～3級 ・内部障害による身体障害者手帳所持者で歩行困難な方 ・下肢・体幹機能障害1～5級の身体障害者手帳所持者で歩行困難な方 ・愛の手帳所持の方 ②申請日の3か月前から引き続き昭島市に住所を有している方 ③他の制度により運転免許に要する費用の助成を受けていない方 ④前年度の所得税が40万円以下の方	限度額 164,800円 教習所などの入所料、技能・学科教習料、教材費に該当する金額の2/3の額を助成します。(前年の所得税額で助成限度額が違います。)	障害福祉課障害福祉係 運転免許適性試験の内容については 警視庁 府中運転免許試験場 042-365-5656

⑫自動車ガソリン費助成

心身障害のある方ご本人、または同一世帯のご家族の方が所有する自動車の運行に際し、ご本人または同一世帯のご家族の方が負担するガソリン費等の中から、これに含まれる税額相当分の費用を助成し、経済的負担を軽くすることを目的としています。

◆対象者

- ・身体障害者手帳1～3級の方

※ただし、3級の場合は、障害のある方が自ら自動車等を所有し運転する場合に限ります。

◆対象にならない方

- ・福祉タクシー利用費助成を受けている方
- ・施設に入所している方

◆助成内容

- ・ガソリン代の1リットルの価格に含まれている税額相当分56円となります。
- ・軽油代の1リットルの価格に含まれている税額相当分33円となります。
※1か月ごとに、30リットルを助成限度量とし、30リットルに満たない場合は、その使用量分のみを助成します。
※申請書を提出した月分から助成の対象となります。

◆請求について

- ・「心身障害者自動車ガソリン費等助成金請求書」にガソリン費等の領収書を添付し、必ず請求受付期限までに請求してください。
(郵送による請求の場合は、請求期限までの消印が有効です。)

◆請求窓口

- ・障害福祉課障害福祉係・保健福祉センター(あいぽっく)・東部出張所

請求月	ガソリン費等の使用期間	請求受付期限	支給日
1期	4月～6月分	7月10日まで	8月10日頃
2期	7月～9月分	10月10日まで	11月10日頃
3期	10月～12月分	1月10日まで	2月10日頃
4期	1月～3月分	4月10日まで	5月10日頃

※請求受付期限の最終日が土・日、祝日の場合、翌開庁日まで請求することができます。

⑬ 駐車禁止の対象除外

都内に居住している方で、身体障害者手帳の交付を受けている方などが現に使用中の自動車は、駐車禁止規制の一部が除外となります。

◆ 対象となる方

都内に住所を有し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳及び小児慢性疾患児手帳の交付を受けているかた

詳しくは

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kotsu/application/chusya_jogai.files/ex03.pdf

◆ 申請者

申請者は、都内に住所を有し、「身体障害者等用除外標章交付対象者」に記載する手帳の種別、障害の区分及び障害の等級に該当する身体障害者等本人です。申請は、申請者である身体障害者等本人が行ってください。

ただし、申請者が未成年者、知的障害のある方又は精神障害のある方の場合、原則として当該申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族の方を申請代理人として申請してください。この場合は、申請者との関係を証明できる書面及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証などを持参してください。

また、その他の申請で、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、上記申請代理人により申請することができます。

◆ 手続き

身体障害者等の住所地を管轄する警察署（交通課）において、所定の申請書により行ないます。

（ア）指定申請書

（イ）身体障害者手帳等（対象となる手帳）

（ウ）住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

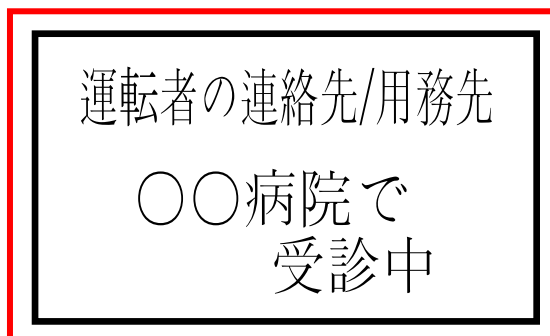
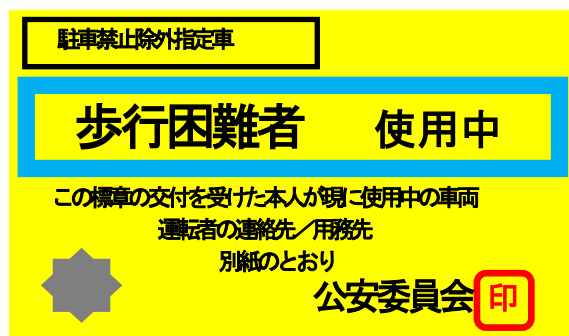
※申請代理人の場合は、申請者との続柄が証明できるもの

◆ 利用方法

交付された駐車禁止除外標章を車外から容易に確認できるように前面ガラスの見やすい箇所に掲出。また、運転者が車両を離れる場合は、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を除外標章と同様に掲出しなければなりません

◆ 問い合わせ

警視庁交通部駐車対策課 電話番号 03-3581-4321(内 52615)



⑭有料道路

対象者	制限・割引の内容	手続・窓口												
自ら運転する身体障害者手帳所持者 介護人が運転する自動車第1種身体障害者が同乗している場合	○車種用件は自動車検査証の欄の <table border="1"> <tr> <th>用途</th><th>乗用定員</th><th>自家用・事業所の別</th></tr> <tr> <td>乗用</td><td>10人以下</td><td>自家用のみ</td></tr> <tr> <td>貨物</td><td>4人以上10人以下</td><td>自家用のみ</td></tr> <tr> <td>特殊</td><td>10人以下</td><td>自家用のみ</td></tr> </table> 用途が特殊の場合「車体の形状」欄が車いす移動車身体障害者輸送車またはキャンピング車に限りです。 所有者用件は自動車検査証の欄の「所有者の氏名または名称」欄が個人名義に限りです。(ローン・長期リースの場合、「使用者の氏名または名称」欄が個人名義であれば対象になります) 登録できるのは障害者の方1人につき1台です。 二輪自動車は125ccを超えるものが対象です。 他のETC割引との併用割引はできません。 ローン、長期リースの場合、割賦契約書またはリース契約書が必要となります。 割引料金額 通常料金の5割引	用途	乗用定員	自家用・事業所の別	乗用	10人以下	自家用のみ	貨物	4人以上10人以下	自家用のみ	特殊	10人以下	自家用のみ	手続には、身体障害者手帳、自動車検査証、免許証(第2種身体障害者手帳所持者のみ)が必要です。 ETC利用の場合はさらに障害者本人名義のETCカードとETC車載器セットアップ申込者・証明書が必要です。 障害福祉課障害福祉係・保健福祉センター(あいぽっく)・東部出張所へ 更新申請は有効期限の2か月前から可能です。
用途	乗用定員	自家用・事業所の別												
乗用	10人以下	自家用のみ												
貨物	4人以上10人以下	自家用のみ												
特殊	10人以下	自家用のみ												

12 市営自転車等駐車場使用料の免除

対象者	免除内容	窓口・手続
身体障害者手帳所有者	J R 青梅線の各駅周辺の市営自転車等駐車場の定期利用・一時利用する場合、使用料が免除されます。	交通対策課交通安全係 身体障害者手帳を持参し、直接各自転車等駐車場にて、申込(自転車等駐車場によっては申込みが異なる場合があります)して下さい。

13 身体障害者の団体紹介

①昭島市身体障害者福祉協会

すべての身体障害者が自立して地域の中で生活することを考えていくことを目的としています。障害の種別は問いません。身体障害者手帳をお持ちの方に会員の資格があります。また、その趣旨を理解してくださる方が賛助会員です。

◆次のような活動をしています。

- リハビリ行事 (日帰り旅行・一泊研修旅行)
- 交流 (新年交流会・食事作る人食べる人の会)
- 自立生活支援 (施設見学・栄養教室)
- 公益性を考慮し市民活動の参加 (福祉講座)
- 趣味 (作品展示)
- 歌う会 (月一回)

◆入会・相談等の連絡及びお問い合わせは次のとおりです。

- 所在地 〒196-0034 昭島市玉川町3-7-1 会長 深井 隆
- 電話番号・FAX 042-543-2059 携帯電話 090-5494-9397

◆ 関係団体

◆ (社会福祉法人) 日本身体障害者団体連合会

- 所在地 〒171-0031 豊島区目白3-4-3 デイダンクビル4階
- 障がいのある人の立場から人権の保障や、社会への参加を推進していく全国組織です。

◆ (社団法人) 東京都身体障害者団体連合会

- 所在地 〒162-0823 新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザビル5階
- 電話番号 03-3268-7184 F A X 03-3268-7228
- 東京都内の組織で日帰り旅行・親睦交流会・福祉講座・「障害者の明日への主張」・弁護士による法律相談・雇用相談等を行っています。

◆ 三多摩身体障害者団体協議会

- 電話番号 042-543-2059 (問合せは昭島市身体障害者福祉協会に)
- 三多摩全域の障害者団体からなる組織です。福祉講座・芸能大会・一泊旅行等を行っています。



「ユニバーサルデザイン概説」

ノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンター所長であったロナルド・メイス(1941～1998)が1985年に公式に提唱した概念です。

「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトで、デザイン対象を障害のある方に限定していない点が、一般に言われる「バリアフリー」とは異なります。

◆具体的には、以下のようなデザイン例があります。

- 「安全」に配慮された自動ドア、エレベーター、ホームドアなど
- 障害のある方向けの開発から劇的に一般に普及した典型である温水洗浄便座
- トイレや浴室で使用する「インテリアバー」など
- 外国人などのために、文字の代わりに絵文字(ピクトグラム)を用いた各種表示を行う
- パソコンの操作を、キーボードやマウスだけでなく、他の入力手段に対応させる
- パソコンの画面表示(例えばボタンの配置やフォントの形状など)を見やすく工夫する
- 音声での出力に配慮した画面表示、構成にする
- 知的データキャリア(IDC)
- 細かい字が読めなくなった人のために触ることで識別できるよう工夫された道具類
- 頭を洗っているときは目が見えないので、シャンプーのボトルに印をつけ、リンスその他のボトルと区別する

なお、背丈を低くして「ユニバーサルデザインに配慮したデザイン」と謳っているものは身長の高い人にとって逆に使いづらくなっているケースがあるなど、物によっては一方を立てると一方が不利益を被るため、完全なユニバーサルデザインは難しいとされています。

そのために、従来型のタイプと併存させることで誰もが使いやすい環境になることもあります。

◆ユニバーサルデザインの7原則

- どんな人でも公平に使えること(公平な利用)
- 使う上での柔軟性があること(利用における柔軟性)
- 使い方が簡単で自明であること(単純で直感的な利用)
- 必要な情報がすぐに分かること(認知できる情報)
- うっかりミスを許容できること(失敗に対する寛大さ)
- 身体への過度な負担を必要としないこと(少ない身体的な努力)
- アクセスや利用のための十分な大きさと空間が確保されていること(接近や利用のためのサイズと空間)

第6章 地域で暮らすー2

～上肢・下肢・体幹に障害がある方のために～

1 心身障害者用自動車運行事業（くじら号）

対象者	内 容	問い合わせ先
身体障害者手帳所持者（一下肢又は体幹機能障害3級以上、内部障害2級以上）で、常時車いすを使用しなければ歩行困難な方	車いすのまま乗車することができる心身障害者用自動車で、病院、診療所への通院や入退院等に利用することができます。 ※利用できる地域が決まっています。 ※運転手は介助することができませんが、介助者が必要な方は、介助者1人を同乗することができます。 ○利 用 日 月～土曜日（祝日・年末年始を除く） ※週2回まで利用できます。 ○利用時間 8:00 ～ 18:00 ○利用料金 市内片道100円、市外片道200円	障害福祉課 障害福祉係 （利用登録申込） 市へ利用登録した後、武州交通興業㈱へ直接連絡し、予約してください。
利用申込先	名称	武州交通興業㈱
	電話番号	042-325-3030 F A X 042-325-1258
	所在地	〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪1-45-19

2 移送サービスの利用（福祉有償運送）

昭島市内に在住で、障害者手帳所持または介護保険に適用されていて、歩行や移動に制約を受けている方が利用できます。

◆利用するには

- 利用会員登録が必要です。（年会費 3,000 円／年）
- 新規でのご利用の場合は、なるべく利用希望の1週間前までに問い合わせください。
※身体上況によっては、利用を断られる場合があります。
- 土日・祝日も含め、24時間365日の利用が可能です。

◆利用の目的

- 買い物や旅行などを中心とした日常生活や社会参加、通院等です。
- 利用に制限はありませんが、定期的な通院・通所は原則的に使えません。ただし、月単位で予約をすれば、この限りではないので、相談をしてください。

◆車いすのまま利用ができます。

- 定員7名（うち車いす2名）の日産キャラバンと、定員3名（うち車いす1名）のスズキワゴンRが使用車です。
※乗車定員は、運転手を含んだ人数です。
- ストレッチャー（ベッド）での利用もできます。また、運行の際には、車いすを借りる事もできます。いずれも加算料金はありません

◆予約方法

- 予約は、電話又はF A Xでしてください。
- 利用希望日の2ヶ月前から3日前までに予約ができます。
- 尚、車両台数に限りがあります。希望どおりにいかない場合もあります。

◆料金体系

- 最初の1時間…1,000円 以降15分毎…250円
- 上記利用時間料金に加えて1kmあたり……70円
- 運行にかかる時間と距離を合算して算出します。使用車両が、車庫（朝日町）を出発してから車庫に戻る迄で計算します。
- 利用料は毎月末に計算し、翌月中旬以降に集金します。
- 駐車場や有料道路を利用した場合は、その都度実費負担になります。

●

◆問い合わせ先

- N P O法人 自立生活センター・昭島
電話番号：042-545-7553 F A X：042-545-7637

3 自動車改造費助成

対象者	給付内容	所得制限	窓口・手続
18歳以上の身体障害者 手帳1・2級の上肢・下肢または体幹機能障害者	就労等のために自ら所有し運転する車を取得する際、操向装置および駆動装置の改造に要する一部費用を助成します 助成額 133,900 円以内	あり	障害福祉課 障害福祉係

4 重度身体障害者 巡回入浴サービス

◆対象

市内在住、在宅の身体障害者手帳2級以上及び愛の手帳2度以上で次のいずれかに該当する方

- 常時寝たきり状態で入浴困難な方
- 単身者で入浴困難な方
- 介護保険に該当していない方
- 昭島市保健福祉センターで入浴サービスを受けていない方

◆内容

- 巡回入浴車が自宅に訪問し、在宅での入浴サービスを提供します。
- 週2回限度
- 費用は1回500円（ご利用の際にお支払いいただきます。）

◆申込みに必要なもの

- 申請書
- 身体障害者手帳
- 印鑑
- 入浴サービス同意書
- 医師の入浴についての意見書（医師の所見及び印が押されているもの）

◆手続き及び問い合わせ先

- 障害福祉課 障害福祉係
- 電話番号 042-544-5111 F A X 042-546-8855
- 手続きのみ：東部出張所、保健福祉センター（あいぽっく）

第6章 地域で暮らすー3

～内部障害者のために～

1 オストメイト社会適応訓練

人工肛門・人工膀胱を造設したかたに、ストマの衛生管理やストマ用装具の装着訓練などを講習会形式で行なっています。講習会費は無料（ただしテキスト代などの負担あり）です。

◆詳しくは日本オストミー協会東京都協議会

電話番号 03-5272-3550 F A X 03-5272-3550
（月曜日・水曜日・金曜日 10:00～16:00）

第6章 地域で暮らすー4

～難病の方のために～

1 難病とは

発病の機構が明らかでなくて、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

2 難病特別対策推進事業

難病患者のための、相談・支援、入院施設の確保及び在宅療養生活の支援事業です。この事業の実施主体は、都道府県等です。

①難病相談・支援センター事業（実施主体：都道府県）

難病相談・支援センター事業は、難病患者さんの療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接等による相談、患者会などとの交流促進、就労支援などを行っています。

これらは、難病患者等がもつ様々なニーズに対応し、きめ細やかな相談・支援が行えるよう、活動拠点は都道府県ごとに「難病相談・支援センター」の整備を図っています。

◆東京都難病相談・支援センター

- 所在地 〒150-0012 東京都渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎
- 相談電話番号 03-3446-0220 事務連絡電話番号 03-3446-1144

●電話や面接での相談【療養相談】

難治性疾患に関するさまざまなことについて、お気軽にご相談、御利用下さい。

相談時間 月～金曜日 10:00～16:00

面接を御希望の方は事前に予約をお願いします。

難病相談支援員や難治性疾患患者・家族がご相談を受けさせていただきます。

●医療相談会

専門医が医療面のご心配や不安なことなどについて個別に対応する相談会です。

（年5回系統別疾患ごとに実施）

※事前に予約が必要です。

※申し込み専用電話番号 03-3446-1144 月曜日～金曜日 10:00～16:00

●専門医の情報としての講演会

系統別疾患ごとに年4～5回実施しています。

※事前予約が必要です。

●患者・家族団体支援

患者さん同士のふれあいをお手伝いいたします。

同じ病気の患者さん同士の交流会を開催したり、組織化された患者会の自主的活動や新たに患者会を作るためのお手伝いを致します。

●難病情報資料室における情報提供

疾患、患者会、研究報告などの資料が閲覧できます。

●難病患者等日常生活用具展示コーナー

日常生活用具給付事業で給付している日常生活用具を展示し、利用方法、使用方法を説明し、実際に体験していただくことができます。

3 重症難病患者入院施設確保事業（実施主体：都道府県）

重症難病患者入院施設確保事業は、重症難病患者のために身近な入院施設を確保するものです。そのため都道府県は、概ね二次医療圏ごとに一箇所の協力病院を指定しています。そのうち一箇所は、拠点病院として地域の医療機関間の連携による難病医療体制の整備を図っています。

拠点病院は、難病医療連絡協議会の業務（医療機関との連絡調整、各種相談応需、拠点・協力病院への入院要請、研修会開催）を受託するとともに、連絡窓口を設置し、高度の医療を必要とする患者の受け入れ等の機能を担っています。

難病医療協力病院は、難病患者さんの入院受け入れ等の機能を担っています。ここでは、公表承諾済のもののみ掲載をしています。

協力病院に関するお問い合わせは、お住まいの都道府県難病医療連絡協議会あるいは都道府県難病担当窓口へお問い合わせください。

◆ 都道府県難病医療連絡協議会・拠点病院一覧

<http://www.nanbyou.or.jp/entry/5215>

4 難病患者地域支援対策推進事業

①（実施主体：都道府県、保健所・政令市、特別区）

難病患者地域支援対策推進事業は、以下のことを行います。

② 在宅療養支援計画策定と評価事業

在宅の重症難病患者の療養を支援するため、保健所が医療及び福祉関係者の協力を得て、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定等を行います。

③ 訪問相談事業

在宅の重症難病患者・家族の精神的負担の軽減を図るため、保健所は保健師、看護師等有資格者及び経験者を派遣して、訪問相談（日常生活の相談応需や情報提供等の援助）を行います。

④ 医療相談事業

専門医、看護師、ケースワーカー等で構成された相談班を設置し、都道府県自ら又は適当な団体に委託し、会場を設定して医療相談を実施します。

⑤ 訪問指導事業（訪問診療）

専門医、主治医、保健師、看護師、理学療法士等による診療班を設置し、都道府県自ら又は適当な団体に委託し、在宅療養患者を訪問して診療、療養指導を実施します。

5 特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

昭和47年、東京難病団体連絡協議会（略称・東難連）は12疾病団体で構成されました。翌年昭和48年に東京都から特殊疾病患者に対する「健康指導事業・生活療養相談事業」の委託を受けて、難病患者の拠点として相談事業等のさまざまな活動をしています。

◆ 事務所について

- 所在地 〒155-0033 東京都世田谷区代田4-30-15-1F
- 電話番号 03-3321-0300

6 東京都医師会 難病医療相談会

東京都医師会では、専門医・保健師・ケースワーカー等と協力して、東京都内在住の難病患者及びその家族の方々のために難病医療相談を実施しております。相談会は、毎月第2木曜日（8月と1月は除く）の午後3時～東京都医師会館にて事前予約制で開催しています。

対象者	東京都内在住の難病患者及び家族の方々
開催日時	毎月第2木曜日 15:00～（8月と1月は除く）
会場	東京都医師会 千代田区神田駿河台2-5 アクセス JR中央・総武線 御茶ノ水駅（御茶ノ水橋出口） 下車徒歩約2分 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅 下車徒歩約4分 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 下車徒歩約5分
受付方法	お電話による事前予約制となります。 相談会当日の予約受け付けは出来ません。
電話番号	東京都医師会 03-3294-8821 （月～金 9:30～正午まで受付） ※土・日曜日・祝祭日を除く
費用	無料

※いずれもメールによるご相談のお申し込みは受け付けておりません。

7 難病医療費助成制度

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から、新たな難病医療費助成制度が始まりました。110疾病を医療費助成の対象疾病（指定難病）と指定して制度が開始され、平成30年4月1日現在では、331疾病が指定難病に指定されています。

また、東京都においては、本法律に基づく医療費助成の他に、東京都規則による難病医療費助成を行っており、現在は12疾病（都単独疾病）が医療費助成の対象となっています。

◆ 国の指定難病

- 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

（1～110については平成27年1月から医療費助成を開始）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/nanbyo/nk_shien/n_josei/seidoannai.files/shiteinanbyou270101.pdf（東京都ホームページ）

- 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

（111～306については平成27年7月から医療費助成を開始）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/nanbyo/nk_shien/n_josei/seidoannai.files/shiteinanbyou270701.pdf（東京都ホームページ）

◆ 東京都単独の対象疾病一覧（平成28年1月1日現在）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/nanbyo/nk_shien/n_josei/seidoannai.files/totan2801.pdf（東京都ホームページ）

① 対象となる方

- 次の（1）及び（2）の両方の要件を満たす方が対象となります。

（1）国又は都の指定する難病に罹（り）患している方

（2）次の①又は②のいずれかに該当する方

① その病状が、厚生労働大臣又は知事が定める程度の方

② ①に該当しないが、同一の月に受けた難病（一覧表の国疾病又は都疾病）に係る医療費総額について、33,330円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以前の12か月以内にすでに3か月以上あった方

②申請方法

◆医療費助成の申請を受けるためには、お住まいの区市町村窓口に申請が必要です。

●申請時に必要となる書類は、次の一覧のとおりです（新規申請）。

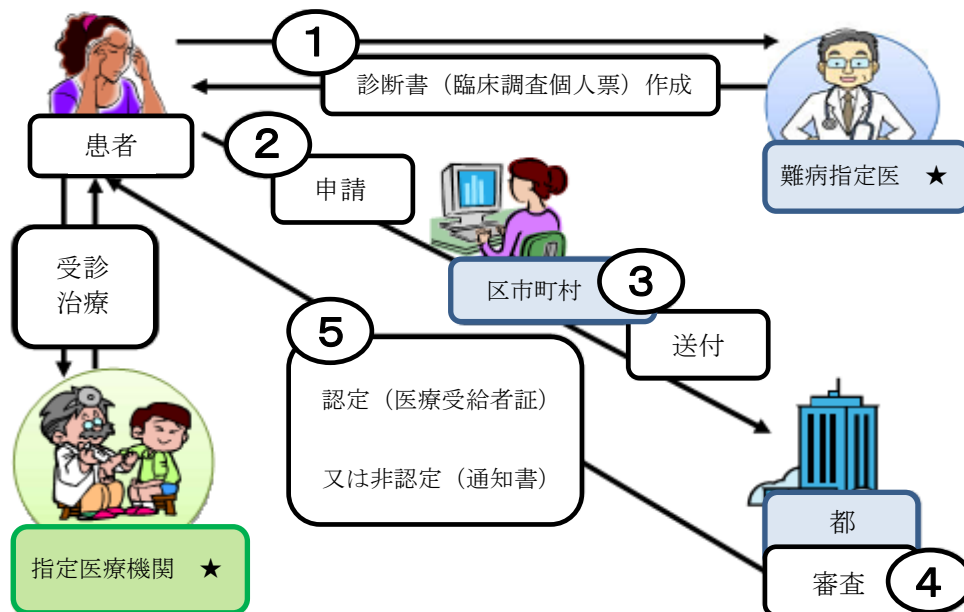
書類名	入手方法	備考
全員が必要となるもの		
1	特定医療費支給認定申請書	都ホームページからダウンロード又は区市町村窓口
2	臨床調査個人票（診断書）	都疾病については、指定医でなくても作成できます。
3	住民票	都内在住要件及び住民票の世帯の範囲の確認のため、発行日から3か月以内で、世帯全員の記載と続柄が記載されているものが必要です。
4	区市町村民税（非）課税証明書などの世帯の所得を確認するための書類	区市町村の国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療の方は、御本人と同じ世帯に属し、御本人と同じ医療保険に加入している方全員の住民税課税（非課税）証明書が必要です。 上記以外の医療保険に加入している方は、被保険者の住民税課税（非課税）証明書。被保険者が非課税の場合、御本人の非課税証明書も必要です。
5	健康保険証の写し本人が高齢受給者証をお持ちの場合は、その写しも添付してください。	区市町村の国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療の方は、御本人と同じ世帯に属し、御本人と同じ医療保険に加入する方全員分が必要です。 上記以外の医療保険に加入している方は、御本人の健康保険者証の写し。ただし、御本人が被扶養者で、御本人の保険証では被保険者が明らかでないときは、被保険者の分も必要です。
該当者のみ必要となるもの		
6	人工呼吸器等装着者に係る診断書	都疾病のみ別様式なので、必要です。その場合、指定医でなくても作成できます。
7	医療保険上の同一世帯内の小児慢性特定疾病を受けている方の受給者証の写し及びその方の健康保険証の写し	負担上限月額の軽減の確認のために必要です。
8	医療保険上の同一世帯内の難病医療費助成を受けている方の受給者証の写し及びその方の健康保険証の写し	負担上限月額の軽減の確認のために必要です。 国疾病の難病の受給者証の場合も、都疾病の場合のマル都医療券の場合もどちらも写しを提出してください。
9	保険者からの情報提供のかかる同意書（国疾病のみ）※	高額療養費の区分を保険者に照会するため必要です。
10	公的年金の収入に係る申出書	10の申出書に掲げる収入のうち、御本人の4の書類に記載されない収入がある場合は、提出してください。
11	障害年金、遺族年金などの収入を証明する書類	負担上限月額の算定のため、御本人と同じ医療保険の方全員が非課税であり、かつ御本人の収入が80万円以下であることを確認する場合に必要です。

◆東京都福祉保健局ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/nanbyo/nk_shien/index.html

※生活保護を受給している方は、お問い合わせください。

【難病医療費等助成認定までの流れ】



★：難病指定医と指定医療機関は、同じ医療機関であることもあります。

◆認定までの流れについて

- ①罹(り)患している疾病の臨床調査個人票(診断書)(国制度の場合は難病指定医が記入し証明したもの)を御用意ください。
 - ②①と60ページの必要書類とを揃えて、お住まいの区市町村窓口で申請手続きを行ってください。
 - ③提出いただいた書類が、区市町村から都へ送付されます。
 - ④都の「指定難病審査会」にて審査されます。
 - ⑤認定された方には、医療受給者証(又は○都医療券)が発行され、認定基準を満たさないとされた方には、非認定通知書が発行されます。
- かかりつけの医師が難病指定医に指定されているのか、また、受診を希望される医療機関が指定医療機関に指定されているのかについては、東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。直接、各医療機関にお問い合わせください。
 - 申請されてから、審査結果(受給者証又は通知)の送付(郵送)までの処理期間は2カ月程度です。有効期間の開始日から受給者証がお手元に届くまでに支払った医療費等のうち、助成対象となる分については、同封されている還付請求の様式に医療機関等の療養証明を受け、直接、東京都に請求してください。

◆医療受給者証の有効期間は、国疾病の場合、申請日から1年後の月末までで、都疾病の場合、申請日から直近の7月31日まで(ただし5月から7月までに申請した場合は、翌年の7月31日まで)です。いずれも1年ごとに更新することができます。

◆国疾病の医療受給者証は、指定医療機関でのみ利用できます。

◆都疾病について

- 都疾病の臨床調査個人票（診断書）の作成は、難病指定医でなくても構いません。
- 都疾病の都医療券は、指定医療機関でなくても利用できます。

◆医療費助成の内容

- 医療給付の内容は、医療受給者証に記載された疾病及びその疾病に付随して発生する病を治療するために受ける診療、調剤、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う看護などです。各種医療保険を適用した後の自己負担額から、「月額自己負担上限額」を控除した額を助成します。ただし、入院時の食事代と生活療養標準負担額は含みません。
- 介護の給付の内容は、指定医療機関が行う次のサービスに限ります。
①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④介護療養施設サービス⑤介護予防訪問看護 ⑥介護予防訪問リハビリテーション ⑦介護予防居宅療養管理指導
- 上記の医療費助成は、国疾病の場合、あらかじめ都道府県の指定を受けた医療機関（病院、診療所、薬局）又は訪問看護事業者で受診をした場合に限り受けられます。
- 各種医療保険を適用した後の自己負担額のうち、高額療養費、に相当する金額は、健康保険から支給されます。請求方法や金額の詳細は、御加入の健康保険にお問い合わせください。

◆自己負担上限額（月額）

（円）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合 2 割		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			一般	高額かつ長期（※）	人工呼吸器等装着者
生活保護	－		0	0	0
低所得Ⅰ	区市町村民税 非課税世帯	本人年収 ～80 万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80 万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	区市町村民税 課税以上 7.1 万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	区市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満		20,000	10,000	
上位所得	区市町村民税 25.1 万円以上		30,000	20,000	

※ 高額かつ長期とは、難病の医療費助成を受け始めてから後、月ごとの医療費総額が 5 万円を超える月が年 6 回以上ある方を言います。詳細は御問合せください。

◆助成対象とならない費用

次のような費用は、助成の対象となりません。（例示）

- （ア）受給者証に記載された病名以外の病気やけがによる医療費
- （イ）医療保険が適用されない医療費（保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代、個室料、入院時の食事等）
- （ウ）介護保険での訪問介護の費用
- （エ）医療機関・施設までの交通費、移送費
- （オ）補装具の作成費用や、はり、きゅう、あんま、マッサージの費用
- （カ）認定申請時などに提出した臨床調査個人票（診断書）の作成費用
- （キ）療養証明書の証明作成費用

◆その他

- 保健所等の保健師から病状確認のため御本人様に御連絡をすることがあります。御了承ください。

◆お問合せ先

- お住まいの区市町村の受付窓口
- 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 03-5320-4004(コールセンター)

8 小児慢性特定疾病医療費助成制度

下表に掲げる小児慢性特定疾病にかかられた児童について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、健康保険などを適用した後の医療費の自己負担分を助成する制度です。ただし、対象疾病には、通院が対象にならないものもあります。

◆対象

- 都内に住民登録されている18歳未満の児童
- 下表の医療費等助成対象疾病にかかっている、各疾病の認定基準を満たしていること
- 以上の全てを満たす方が対象となります。
 - (ア)生活保護受給世帯に属する児童も対象となります。
 - (イ)18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、引き続き有効な医療受給者証を有する方に限り、20歳に達するまで延長することができます。

◆対象となる疾患群

番号	疾患名	番号	疾患名
1	悪性新生物（がん）	2	慢性腎（じん）疾患
3	慢性呼吸器疾患	4	慢性心疾患
5	内分泌疾患	6	膠原（こうげん）病
7	糖尿病	8	先天性代謝異常
9	血液疾患	10	免疫疾患
11	神経・筋疾患	12	慢性消化器疾患
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	14	皮膚疾患

東京都ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/josei/syoman/top.html>

◆助成内容（公費負担額）

認定された疾病の治療にかかる保険診療について、医療保険適用後の自己負担額から、下記の自己負担限度額の控除した額が助成されます。

- 入院時食事療養費標準負担額
- 小児慢性疾患対象疾患に要する訪問看護療養費
- 小児慢性疾患対象疾患の治療に対する補装具

◆自己負担限度額表（医療機関ごと：1ヶ月ごと）

階層区分		自己負担上限額（円）		
		一般	重症	人口呼吸器 装着者
A	生活保護法の被保護世帯	0		0
B	市民税非課税の世帯（保護者所得 80 万円以下）	1, 250		500
C	市民税非課税の世帯（保護者所得 80 万円以上）	2, 500		
D	市民税課税世帯 71, 000 円未満の世帯	5, 000	2, 500	
E	市民税課税世帯 71, 000 円以上 25, 100 円以下の世帯	10, 000	5, 000	
F	市民税課税世帯 251, 000 円以下の世帯	15, 000	10, 000	
入院時の食費		1/2 自己負担		

※ 同一生計内に 2 人以上の対象児童がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については上表に定める額の 1/10 に該当する額をもって自己負担限度額となります。

◆ 申込みに必要なもの

- 小児慢性特定疾病医療費助成申請書兼同意書（用紙は市役所にあります）
- 小児慢性特定疾病医療意見書
（指定医療機関が国の定めた様式を使用して、指定医が作成します。）
- 世帯調書（用紙は市役所にあります）
- 患者が加入している医療保険が社会保険の場合は、被保険者の方の課税（非課税）証明書類
- 患者が加入している医療保険が国民健康保険の場合は、同一世帯で国民健康保険に加入している世帯全員の方の課税（非課税）証明書
- 世帯全員が載っている住民票（外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書）
- 健康保険証等の写し
社会保険の場合は、申請者及び患者
国民保険の場合は、患者と同一世帯で国民健康保険加入者の全員）
- 同意書（市役所にあります。また、押印が必要です。）
- マイナンバーを確認する書類（申請者及び患者）※必要に応じて委任状

◆ 医療受給者証の有効期間

- 認定された場合の助成開始日は市役所等窓口で書類を受理した日から概ね 1 年間で
す。ただし、更新手続きをし、認定されれば 1 年ずつ延長することができます。
- 18 歳以降は、認定期間が切れる翌日までに更新手続きが必要です。
※ 1 年以内に 20 歳に達する場合は誕生日の前日までです。

◆ 手続き及び問い合わせ

- 障害福祉課 障害福祉係
- 電話番号 042-544-5111 F A X 042-546-8855
（手続きのみ可：東部出張所、保健福祉センター）

9 特殊疾病者福祉手当（難病手当）

国及び都の指定している難病にかかっている方に、手当を支給する制度です。

◆ 給付制限

- 65 歳以上の方
- 本人（20 歳未満の方は配偶者又は扶養義務者）の所得が一定額を超える場合
- 心身障害者福祉手当を受給されている方
- 児童育成手当の障害手当を受給されている方
- 生活保護受給を受給されている方
- 施設に入所されている方

◆ 手当の額

- 月額 5,000 円

◆ 支給方法

- 2 月・6 月・10 月にそれぞれ前月までの手当（4 か月分）を指定された金融機関の口座に振り込みます。支給開始は認定申請月の当月分から対象となります。

- ◆ 申込みに必要なもの
 - 東京都発行の特定医療費(指定難病)受給者証、マル都の医療券の写し若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
 - 本人の口座番号のわかるもの
 - ※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種目・7桁の口座番号が必要となります。
 - 印鑑
 - 前年の所得（1月から9月までに行う申請については前々年の所得）の状況を証明する書類
- ◆ 手続き及び問い合わせ先
 - 障害福祉課 障害福祉係
電話番号 042-544-5111 F A X 042-546-8855
 - 東部出張所、保健福祉センターでは、手続きのみが可能です。

10 「障害者総合支援法」の対象となる疾病が拡大されました。

平成30年4月1日から「障害福祉サービス等（※¹）」の対象となる疾病が359へ拡大されました。対象となる方は、障害者手帳（※²）をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※¹ 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

※² 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

- ◆ 対象となるかた
 - 対象疾病に該当する方(厚生労働省のホームページをご覧ください)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai-hokenfukushibu/332-2revised.pdf>
- ◆ 手続き
 - 対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
 - 障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません。）
 - 詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。
- ◆ 対象外となった疾病について
 - (ア) 平成27年1月以降に対象外になった疾病
 - 劇症肝炎 ・ 重症急性膵炎
 - ※ 平成27年1月1日以降は対象外となりますが、平成26年12月31日までに障害福祉サービス等（注）の支給決定等を受けたことがあるかたは引き続き利用可能です。
 - (イ) 平成27年7月以降に対象外になった疾病
 - 肝外門脈閉塞症 ・ 肝内結石症 ・ 偽性低アルドステロン症
 - ギラン・バレー症候群 ・ グルココルチコイド抵抗症
 - 原発性アルドステロン症 ・ 硬化性萎縮性苔癬 ・ 好酸球性筋膜炎
 - 視神経症 ・ 神経性過食症 ・ 神経性食欲不振症 ・ 先天性QT延長症候群

- ・T S H受容体異常症 ・特発性血栓症 ・フィッシャー症候群
- ・メニエール病

※平成27年7月1日以降は対象外となりますが、平成27年6月30日までに、障害福祉サービス等^(注)の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

(注) 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

1.1 日常生活用具の給付

◆対象

- 身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)の交付を受けて在宅で生活する障害者(児)の方
- 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病にかかっている方(難病患者等)

※給付種目により対象者が異なります。事前にお問い合わせください。

◆給付制限

- 給付を希望される方は、購入前にお問い合わせください。購入後の助成は行いません。
- 施設に入所されている方や入院している方については、給付できません。
- 介護保険制度の対象となる方は、介護保険による福祉用具との共通種目は対象となりません。

◆内容

- 日常生活を容易にするための各種用具を給付します。給付できる用具や必要書類等が種目ごとに異なりますので事前にお問い合わせください。
- なお、種目ごとに給付限度額が設定されています。給付限度額を超えた場合は、自己負担となりますのでご注意ください。
- 利用者負担は、原則として1割負担となりますが、世帯の所得の状況に応じて負担上限額が設定され、生活保護受給者及び住民税非課税世帯の利用者負担はありません。詳しくは、障害福祉課までお問い合わせください。

難病患者等日常生活用具給付種目					
分類	種目	対象者	性能	給付限度額 (円)	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	腕、脚等の訓練のできる用具を備えたもので、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）に、ビニール等を加工したもの	19,600	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	100,000	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	難病患者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年

自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
	便器	常時介護を要する状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500	8年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
	特殊便器	上肢機能に障害のある状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	難病患者等を介護している者が容易に使用できるもので、温水温風を出すことができるもの又は足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	足踏みペダル式 151,200 足踏みペダル式以外 100,000	8年
	自動消火装置	火災発生の感知及び非難が著しく困難な状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	56,400	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要な状態にあると医師の診断書により客観的に判断ができる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500	5年

第6章 地域で暮らすー5

～聴覚言語障害者のために～

1 手話通訳・要約筆記を利用しましょう

身体障害者手帳を所持している、聴覚障害・言語障害の皆さんは、健康上または、社会生活において健聴者との円滑なコミュニケーションを必要とする場合、手話通訳・要約筆記（ノートテイク）を利用できます。利用者負担はありません。

◆利用申し込み方法

- 初めて利用する場合は、障害福祉課障害福祉係（昭島市役所1階13番）に利用申し込みが必要です。
- 2回目からは、直接「東京手話通訳等派遣センター」に利用申し込みできます。
- 手話通訳者派遣は、依頼内容により昭島市登録手話通訳者と都登録手話通訳者のどちらか指定可能です。
※派遣先が都外の場合はご相談ください。

◆手話通訳者派遣申し込み先

- 東京手話通訳等派遣センター 昭島市手話通訳派遣担当
- FAX 03-3354-6868（24時間受信可能）

◆要約筆記者派遣申し込み先

- 東京手話通訳等派遣センター 要約筆記派遣担当
- FAX 03-3554-6868（24時間受信可能）

2 中途失聴者・難聴者対象「手話講習会」

東京都では毎年、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会を開催しています。前期と後期があります。東京都広報に募集が掲載されます。

- 前期 4月～9月 募集 3月
- 後期 10月～3月 募集 9月

3 聴覚障害者対象相談支援ネットワークの紹介

◆こんな悩みを持つ方は気軽にご相談ください。

- 虐待を受けて、誰にも言えなく悩んでいる
- 最近ストーカーに追われているようで困っている
- 子供の育て方や教育に悩んでいる
- 働きたいけど仕事がない
- 家庭や職場の人間関係に悩んでいる
- 借金が多いので困っている
- ストレスで毎日がつらい

①相談受付窓口

◆東京聴覚障害者自立支援センター

- 〒150-0011 東京都渋谷区東1-23-3
- 電話番号 03-5464-6058 FAX 03-5464-6059

※相談支援は無料です。

②相談支援ネットワーク提携団体

- 東京都聴覚障害者生活支援センター
- 東京愛育苑金町学園
- トット基金トット文化館
- 聴力障害者情報文化センター

4 日常生活の相談（ピアカウンセリング）は

昭島市身体障害者（聴覚障害者）相談員にご気軽にご相談ください。相談は無料です。

●FAX 042-542-3236

5 聴覚障害者団体紹介

①昭島市聴覚障害者協会

◆自立・社会完全参加をめざして

私たち団体は昭島市内に在住する聴覚障害者（ろう者・中途失聴者・難聴者）による昭島市唯一の市認定団体です。

聴覚障害者が安心して暮らせる住みやすい街づくりを推進するために、行政に要望するだけでなく、自分たちにできる事業への積極的参画、一般市民との交流の機会に積極的に参加しています。また、昭島市および社会福祉協議会から委託をうけて一般市民を対象とした手話講習会、手話通訳者養成講座を実施しています。

これらを通して行政・一般市民の聴覚障害者に対する理解および信頼関係を広めていくための活動をしています。

聴覚障害者同士および手話サークル会員との交流および文化・社会活動を実施しています。

聴覚障害者を対象としたピアカウンセリングを実施していますのでご気軽にご相談ください。



◆入会・相談等の連絡およびお問合せは下記へお願いします。

●昭島市聴覚障害者協会 FAX：042-542-3236 EMAIL：akishima@deaf.to

●東京都聴覚障害者連盟

東京都内区市町村聴覚障害者団体の上部団体です。

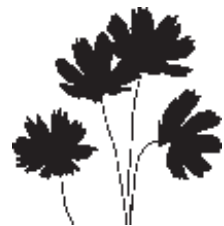
●全日本ろうあ連盟

全国都道府県聴覚障害者団体の上部団体です。

②東京都中途失聴・難聴者協会

●東京都内在住の中途失聴者・難聴者を対象にした団体です。

問い合わせ先：昭島市聴覚障害者協会 FAX 042-542-3236



6 「110番」通報方法（聴覚障害者用）（東京都内のみ）

スマートフォンからの通報と携帯電話からの通報の2種類あります。

※ファックスは治安上の理由で公開されていません。

①スマートフォンから110番するには

iPhone の人は、AppStore で、Android の人は Play ストアで「警視庁110番サイト」を検索して「警視庁110番サイト通報アプリ」をインストールして、アプリのアイコンをスマートフォン画面に登録してください。

- (ア) スマホの画面上のアイコンをタップ
- (イ) 「接続」をタップ → 「はい」をタップ → 「通報」をタップ
- (ウ) 画面上の表示に従って、現在地を入力
- (エ) 「事件か事故か」「被害にあったのはあなた？」「通報内容」「氏名」を入力
- (オ) 「送信」をタップ →
- (カ) メールアドレスを入力 →
- (キ) 「送信」をタップ →
- (ク) 担当者から質問がきますから答えてください。
- (ケ) これで通報完了です。
- (コ) スマートフォンの画面に「警視庁110番サイト通報アプリ」を表示しておく
と緊急の時便利です。

②携帯電話から110番するには

まず、インターネット接続して、「<http://mpd110.jp/>」に接続してください。

- (ア) 画面に「警視庁110番サイト」が表示されたら、「接続」を押します。
- (イ) 「通報内容について質問します」は、「はい」を選択して「通報」を押します。
- (ウ) 画面に表示されている項目にしたがって現在地を入力します。
- (エ) 「事件か事故か」「被害にあったのはあなたか？」「通報内容」「氏名」を入力します。
- (オ) 「送信」を押します。
- (カ) ここから文字による対話方式です。質問に答えたら「送受信」を押します。
- (キ) これで完了です。

※「警視庁110番サイト」に接続できるように設定しておく
と緊急時に便利です。

※ 近くに、手話ができる聞こえる方がいたら協力してもらいましょう。



「聴覚に障害のある方へ」

近隣、地域の人たちとの交流・つながりを大切に

災害発生時にすぐ情報を得て、安全に避難するには周囲の方の協力が一番大切です。

近隣や地域の人たちとふだんから交流をし、「聞こえない」ということを分かってもらえるような関係を作ることが大切です。

家族とともに、地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。防災訓練等を機会に、近隣や地域の人たちと顔なじみになり、どのような支援が必要かを話すことで、聞こえないことについて理解が深まるきっかけになります。

また、地元の聴覚障害者団体や手話サークルに入り、災害発生時に支援してもらえる関係を作っておくことも大切です。

昭島市の聴覚障害者団体および手話サークルのことは下記へお問い合わせください。

- ◆問合せ先：昭島市聴覚障害者協会
 - FAX 042-542-3236
 - メールアドレス akishima@deaf.to

災害発生に備えてつぎのことを心がけましょう

- ◆聞こえないことを周囲に知らせましょう
 - まず、自分の安否をメールやFAXなどで家族や友人、聴覚障害者団体に伝えましょう。
- ◆勇気をもって、周囲の人に聞こえないことを知らせましょう。
 - 周囲から支援を受けやすくするために、聴覚障害者であることがわかる目印（例：手話バンダナ）を身につけましょう。
- ◆情報をもらいましょう
 - 「困った」こと「わからない」ことは、遠慮なくまわりの人に筆談等で聞きましょう。
 - 災害の状況や避難勧告などの情報をメールやFAX等で、聴覚障害者団体や障害福祉課などに問い合わせましょう。
 - 外出中に災害が発生した時は、まわりの人に聞こえないことを伝えて情報または支援をもらいましょう。
- ◆昭島市携帯メール情報サービス
 - 昭島市内で発生した災害や不審者・行方不明者の情報などを、携帯電話やパソコンに電子メールで「重要なお知らせ」として配信しています。
 - 登録方法は、下記の『昭島市携帯メール情報サービス』にアクセスして「利用規約」等を確認のうえ、「登録方法」に従い登録手続きをしてください。

『昭島市携帯メール情報サービス』登録サイト
hp.m-mate.com/k/akishima/

第6章 地域で暮らすー6

～視覚障害者のために～

見えにくくなったり見えなくなると、字が読みにくくなったり外出がしづらくなることに気付きます。そのような困難を乗り越えるための、サービスや支援を紹介します。

1 情報の支援

◆広報等の点字版、録音版があります。

●広報あきしま	点字版	録音版	秘書広報課広報係
●市議会だより	点字版	録音版	議会事務局
●公民館だより	録音版		公民館 544-1407
●リサイクル通信	録音版		ごみ対策課 546-5300
●資源・ごみの収集カレンダー	点字版	録音版	清掃センター 541-1342
●情報誌Hi, あきしま	録音版		企画政策課男女共同参画担当
●社協だより ふれあい	点字版	録音版	社会福祉協議会 544-0388

2 市民図書館のサービス

一般図書の貸し出しのほかに、障害のある方を対象としたサービスがあります。利用する場合には、あらかじめ市民図書館で障害者サービス利用の登録が必要となりますので、市民図書館にお問い合わせください。

●録音図書の製作と貸し出し

出版されている図書（本、雑誌など）を録音図書として製作依頼することができます。また、すでに録音されているCD（デジター図書）やテープを借りることができます。

●対面朗読

出版物の他、カタログ、使用説明書など、直接ボランティアに読んでもらうサービスです。

図書館の対面朗読室や最寄りの公共施設、自宅へも来て貰えます。なお、昭島市社会福祉協議会のボランティアも、自宅での対面朗読を行っています。いずれの対面朗読も予約が必要です。

●レファレンスサービスの利用

辞書や事典で調べてもらいたい時や、必要な情報の載っている書物あるいは興味ある分野の本の紹介など電話で気軽に依頼できます。

3 ファックス朗読の利用

今すぐ手元の文字情報を読んでもらいたい時に便利です。

名称	NTT		
サービス	新聞リーディングサービス		
電話番号	03-6712-8877	FAX	03-6712-8805
概要	新聞・各種説明書・手紙・お知らせなどのFAXした文書を読んでもらえます。祝日・年末年始・新聞休刊日を除く月曜日から金曜日 10:00～16:00		

名称	東京都障害者福祉会館		
サービス	文字サービスの中のFAX朗読		
電話番号	03-3455-6321	FAX	03-3453-6550
概要	火・土・日・祝日 9:00～16:30 月・水・木・金 13:00～20:30 登録制予約制 予約が無なければ、すぐに読んでもらえます。		

4 テレビの副音声を利用した解説放送

ニュースやドラマで字幕の読み上げや、背景や俳優の動きを音声で伝えてもらえます。

5 ワンセグラジオ

テレビの地上波放送がデジタルに変わって FMラジオでテレビ音声 that 聴けなくなりましたが、新たにテレビ音声を聴けるラジオが製作・発売されました。

6 点字図書給付事業

視覚障害者に対して点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、視覚障害者の福祉の増進を計ることを目的としています。具体的には、点字出版物と原本との価格差を補償します。

●問い合わせ：障害福祉係

7 点字の学習

視覚障害者のための文字である点字は録音テープやCDのラベルが読めて、簡単なメモをとれる程度の力を持つと便利です。

名称	昭島市社会福祉協議会 点字ボランティア
電話番号	042-544-0388 (昭島ボランティアセンター)
所在地	〒196-0015 昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター (あいぽく) 2 階

名称	日本点字図書館点字教室
電話番号	03-3209-0241 (代表)
所在地	〒169-8586 東京都新宿区高田馬場1-23-4

名称	東京都盲人福祉協会 訪問
電話番号	03-3208-9001
所在地	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-9-23

名称	東京都視覚障害者生活支援センター 通所
電話番号	03-3353-1277
所在地	〒162-0054 東京都新宿区河田町10-10

名称	東京光の家新生園 通所
電話番号	042-581-2340
所在地	〒191-0065 東京都日野市旭が丘1-17-17

8 パソコンの学習

音声ソフトを使って文章の読み書き、メールでの離れた人との手紙のやり取りなど、インターネットを使っての情報の入手や人との交流なども出来るようになります。

名称	パソコンクラブ
電話番号	042-543-7948 (田辺)

名称	日本点字図書館
電話番号	03-3209-0241
所在地	〒169-8586 東京都新宿区高田馬場1-23-4

名称	東京都盲人福祉協会
電話番号	03-3208-9070 (パソコン教室直通)
所在地	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-9-23
備考	月・水・金 10:00~17:00 費用1回200円

名称	スラッシュ
電話番号	03-5397-0644
所在地	東京都杉並区荻窪 5-6-7-101
備考	費用：1 時間 1,000 円

名称	日本盲人職能開発センター
電話番号	03-3341-0900
所在地	〒160-0003 東京都新宿区本塩町 10-3

また、NPO 視覚障害者パソコンアシストネットワーク SPAN では、パソコン
養成講習会や一般の講習会の開催を受けています。金曜日が便利です。

●電話番号 03-6435-1614

9 外出の支援

①ガイドヘルパーと共に外出ができます。

●同行援護事業

外出に伴う移動と、代読代筆などの情報支援を受けられます。1 ヶ月 50 時間が基準です。上限ではありません。また、障害者手帳を受けていなくても夜間や暗い所で見えにくい方は利用できます。

●通院等介助事業

通院の他、役所や相談事業者での相談と手続きなどに利用できます。

※同行援護と通院介助の補助を受けるには、市の障害福祉係に申請してください。

②タクシー料金割引

障害者手帳を提示すれば、1 割引になります。

③タクシー代の助成金

半年に 10,000 円を限度に助成が受けられます。詳しくは市の障害福祉係まで。

④ガソリン代の助成金

使用したガソリン燃料費のうち上限 30 リットル(1 ヶ月)の税額相当分を助成が受けられます。詳しくは市の障害福祉係まで。

⑤移送サービス

通院の他、目的を問わず、車での送迎をしてもらえます。

詳細は福祉有償運送の規定に則りますので、下記までお問い合わせください。

自立生活センター・昭島 042-545-7553

10 白杖を使用しての歩行訓練

近くのちょっとした外出を他人の世話にならずに、安全に出来るよう指導が受けられます。

名称	東京都盲人福祉協会 訪問
電話番号	03-3208-9001
所在地	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-9-23

名称	東京都視覚障害者生活支援センター 通所 訪問
電話番号	03-3353-1277
所在地	〒162-0054 東京都新宿区河田町 10-10

名称	東京光の家新生園 入所 通所 訪問
電話番号	042-581-2340
所在地	〒191-0065 東京都日野市旭が丘 1-17-17

1 1 盲導犬の使用

障害福祉係に相談してください。

1 2 鉄道会社のサービス

駅員に頼めば、下車駅の駅員に連絡し乗換えなら次の電車に乗せてくれてまた下車駅に連絡してくれます。最終下車駅では、出迎えの人に託すか、タクシーに乗せてくれます。

1 3 旅行先で現地のガイドボランティアを利用したいとき

ガイドボランティアに、駅や空港へ迎えに来てもらい、観光案内も受けられます。

- ◆全国視覚障害者外出支援連絡会（JBOS）
 - ホームページに、加盟団体一覧が出てくるので、そこと直接連絡を取ってください。
 - ホームページ <http://jbos.jp/index.html>

1 4 生活支援

- ◆家事援助の利用
炊事、洗濯、掃除、買い物、代読代筆などホームヘルプサービスが受けられます。
問い合わせは、障害福祉係

1 5 視覚障害者のための老人ホーム

- ◆盲養護老人ホーム 聖名園 曙荘
 - 65歳以上の視覚障害をお持ちの方で、身のまわりの事はご自分でできる、介護を必要としない方にご利用いただく養護老人ホームです。
なお、お申し込みにあたり福祉事務所から、生活の様子や経済状況などの審査があります。詳しくは施設にお問い合わせください。
 - 所在地 〒198-8531 東京都青梅市根ヶ布2丁目722番地
TEL 0428-24-5701 FAX 0428-24-3871
- ◆特別養護盲老人ホーム 聖名園 寿荘
 - 要介護1～5の状態と判定を受け、日常生活に常に介護が必要で、視覚に障害をお持ちの方にご利用いただく、都内唯一の視覚障害者専門の老人ホームです。
容態に合わせた支援と適切な介護サービスを通じて、高齢による身体機能の低下や重度の認知症などでご自宅の生活や介護が困難な方の、豊かな生活をお手伝いします。入所のご相談・お申し込みは直接施設にお問い合わせください。
 - 所在地 〒198-8531 東京都青梅市根ヶ布2丁目724番地
TEL 0428-24-5702 FAX 0428-25-2315

1 6 総合的訓練

入所による総合的生活訓練が受けられる施設があります。

名称	国立障害者リハビリテーションセンター病院
電話番号	04-2995-3100
所在地	埼玉県所沢市並木4-1
備考	入所での、白杖による歩行、点字、パソコン、家事などの生活訓練と職業訓練が受けられます。

名称	七沢更生ライトホーム
電話番号	046-249-2401
所在地	神奈川県厚木市七沢516
備考	入所での、白杖による歩行、点字、パソコン、家事などの訓練が受けられます。

名称	日本盲導犬協会神奈川訓練センター
電話番号	045-590-1595
所在地	横浜市港北区新吉田町6001-9
備考	短期入所での、白杖による歩行、点字、パソコン、家事などの訓練が受けられます。

17 自立を助ける補助具

公的補助が受けられる物は、補装具と日常生活用具に分類されています。

◆補装具

- 盲人安全つえ
- 義眼
- 矯正眼鏡
- コンタクトレンズ
- 遮光眼鏡
- 弱視眼鏡 など

◆日常生活用具の給付・貸与

- 火災警報器
- ガス安全システム
- 自動消火装置
- 電磁調理器
- 音響案内装置
- 聴覚障害者用屋内信号装置
- 音声式体温計
- 音声式体重計
- 音声式血圧計
- 情報・通信支援用具（パソコン用ソフト・パソコン用周辺機器）
- 点字ディスプレイ
- 点字器
- 点字タイプライター
- 視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）
- 視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）
- 視覚障害者用活字文書読上げ装置
- 視覚障害者用拡大読書器
- 時計（触読式）
- 時計（音声式）
- 福祉電話 など

※その他、補助は受けられませんが各種の便利グッズがあります。

18 重複障害者のためのサービス

◆盲ろう者のための通訳・介助者派遣事業

通訳・介助者派遣事業の利用登録を行った盲ろう者に対して、登録通訳・介助者や職員を派遣して、通訳および外出時の付き添いをします。通院や役所での手続きはもちろん、買い物やレクリエーション、講演会や地域のサークルへの参加など、様々な場面で利用することができます。

- 東京都盲ろう者友の会 03-3864-7003

19 金融機関窓口での代筆サービス

金融機関で預金の出し入れを窓口で依頼する際、伝票を従業員が代筆するサービスです。複数人に応対してもらい、一人が記入し、他が確認する方式です。

20 NTTの音声サービス

- ◆ 電話の番号案内無料サービス、NTTふれあい案内
番号案内「104」を無料で利用できます。
- 利用方法
104番の利用時に、最初に「ふれあい案内」と伝え、予め届け出た電話番号と暗証番号をコミュニケーターに告げると、届け出内容を確認後に案内していただけます。
- 手続き
身体障害者手帳をご持参のうえ、営業所へ来店するか、フリーダイヤルでご相談ください。
- 電話番号 0120-104174

- ◆ 着信通知サービス(有償)、NTTナンバーお知らせ136
最後にかかってきた相手の電話番号を音声でお知らせします。
- 1回30円(税抜)
※一度お聞きになった記録を再度お聞きになる場合、新たにご利用料金はかかりません

21 昭島市内の視覚障害者対象の活動

名称	昭島市視覚障害者協会
電話番号	042-545-8939(西川)
活動内容	社会福祉法人 日本盲人会連合傘下の公益社団法人 東京都盲人福祉協会昭島支部として活動しています。 協会内に鍼灸マッサージ部会があります。042-519-6128(むさしの治療院 中村)

名称	きさらぎの会(視覚障害者とボランティアの会)
電話番号	042-542-2865(大野)
活動日時	第2金曜日 10:00~12:00 ただし食事会 野外活動は午後まで
活動内容	話し合い 食事会 野外活動
場所	あいぼつく
会費	年会費 1,000円

名称	昭島市身体障害者福祉協会
電話番号	042-543-2059(深井)
活動内容	交流会 新年会 1泊旅行調理実習会など昭島市の張る秋のバザーに参加。三多摩や都の活動にも参加。 視覚の他、聴覚 肢体不自由の方たちとの一緒に活動です。
会費	年会費 1,000円

名称	パソコンクラブ
電話番号	042-543-7948(田辺)
活動日時	第2第4土曜日 10:00~12:00
活動内容	他に個人指導もします。
場所	むさしの会館パソコンルーム

名称	あいの会立川
電話番号	042-543-5913(森谷)
活動日時	3ヶ月に1度
活動内容	懇談会 講演会など、近隣の市町村からも参加しています。
場所	あいぼつく
会費	不要

2 2 情報支援関連の団体、機関

名称	社会福祉法人 日本盲人会連合		
電話番号	03-3200-0011 (代表)	F A X	
所在地	〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2		
ホームページ	http://nichimou.org/		

名称	社団法人 東京都盲人福祉協会		
電話番号	03-3208-9001	F A X	03-3208-9005
所在地	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-9-23		
ホームページ	http://www.normanet.ne.jp/~tomou/		

名称	日本点字図書館		
電話番号	03-3209-0241 (代表)	F A X	03-3204-5641
所在地	〒169-8586 東京都新宿区高田馬場 1-23-4		
ホームページ	http://www.nittento.or.jp/		
事業紹介	点字図書・録音図書の製作・貸し出し、視覚障害者用具・点字図書の販売・点字教室・パソコン教室・レファレンスサービスなどを行なっています。		

名称	サピエ		
ホームページ	https://www.sapie.or.jp/		
事業紹介	サピエは、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワークです。		

名称	東京ヘレン・ケラー協会		
電話番号	03-3200-0525 (本部) 03-3200-0987 (点字図書館)	F A X	03-3200-0608 (本部) 03-3200-0982 (点字図書館)
所在地	〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-14-20		
ホームページ	http://www.thka.jp/index.html#main		
事業紹介内容	視覚障害者福祉の総合施設として代表的な存在となっています。 主な事業 ヘレン・ケラー学院、あんま科はり師、きゅう師の養成 「点字」の充実をはかるために点字出版所、点字図書館 ヘレン・ケラー記念音楽コンクール (毎年開催)、海外盲人交流事業		

名称	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 情報センター		
電話番号	03-5273-0796	F A X	03-5273-0615
所在地	〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1		
ホームページ	http://www.normanet.ne.jp/normalist/dantai/sikaku/index.html		
事業紹介	上記のホームページ (ノーマネット情報提供団体リスト) で視覚障害者団体の検索ができます。		

名称	昭島ボランティアセンター		
電話番号	042-544-0388	F A X	042-543-0003
所在地	〒196-0015 昭島市昭和町 4-7-1 昭島市保健福祉センター(あいぽっく) 2階		

名称	東京都視覚障害者生活支援センター		
電話番号	03-3353-1277	F A X	03-3353-1279
所在地	〒162-0054 東京都新宿区河田町 10-10		
ホームページ	http://www.tils.gr.jp/		
事業紹介	障害者自立支援法における機能訓練と就労移行支援を実施している多機能型事業所で、日中のみ (通所) のサービス提供です。 歩行訓練・生活訓練		

名称	視覚障害者就労生涯学習支援センター		
所在地	〒156-0043 世田谷区松原1-7-7 シーズ松原1階		
電話番号	03-6379-3888	F A X	03-6379-3888
ホームページ	http://workstudy.sakura.ne.jp/		

名称	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター		
電話番号	03-5310-5051	F A X	03-5310-5053
所在地	〒167-0043 東京都杉並区上荻2-37-10 Keiビル		
ホームページ	http://www.siencenter.or.jp/		
事業紹介	学生や専門職に従事する人、大学などからの依頼によるテキスト・参考書・専門書・プリント・試験問題の点訳・墨訳。朗読の実施 盲学生のための「富士（現みずほ）点訳等介助奨学生」の公募・推薦・運営と「聖名・朝日奨学生」の公募・推薦の委託 視覚障害学生の相談業務 大学における視覚障害学生の学習問題に関わる調査 大学生の学習支援（教材の点訳など） 奨学制度 就職の支援（点字版試験問題集の発行など）		

23 就労支援関連

伝統的職業の鍼・灸・マッサージについては、資格が必要です。従来の盲学校、ヘレン・ケラー学院、国立リハビリテーションセンター（所沢市）、筑波技術大学（茨城県）などで資格が取れます。ここでは、それ以外の就労支援について紹介しています。

名称	社会福祉法人 日本盲人職能開発センター		
電話番号	03-3341-0900	F A X	03-3341-0967
所在地	〒160-0003 東京都新宿区本塩町10-3		
ホームページ	http://www.os.rim.or.jp/~moushoku/		
事業紹介	東京ワークショップの設置運営 ・就労継続支援B型施設 「テーブル起こし」という会議等の文字化作業を中心とした仕事の場の提供です。 ・就労移行支援施設 一般就労を目指す方からパソコンの基礎訓練まで、幅広く視覚障害者への事務的訓練を行っています。 ・視覚障害者の総合相談 視覚障害者の社会的・職業的更生に関する相談です。 ・他の事業 事務的職種に挑戦する視覚障害者自身の職能開発訓練、雇用先の人たちに視覚障害を理解してもらうための啓発事業、また生活を豊かにと願う在宅視覚障害者への各種サービス事業があります。 ・職業能力開発訓練並びに職域拡大事業 ・支援技術開発事業 ・啓発活動事業 ・在宅視覚障害者支援事業		

名称	NPO法人 タートル		
電話番号	03-3341-0900	F A X	03-3341-0967
所在地	〒160-0003 東京都新宿区本塩町10-3 社会福祉法人 日本盲人職能開発センター 東京ワークショップ内		
ホームページ	http://www.turtle.gr.jp/		
事業紹介	NPO法人タートルは、視覚障害者が視力低下によって就労が難しくなりはじめたとき、同じ体験をした者が継続就労について親身になって相談を受けて支援します。また、眼科医、訓練施設、労使団体、行政など関係機関と連携して視覚障害者が安心して働ける環境作りを目指しています。		

名称	就労継続支援（B型）事業所パイオニア（東京都盲人福祉協会）		
電話番号	03-3208-9001	F A X	-----
所在地	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-9-23		
ホームページ	http://www.normanet.ne.jp/~tomou/service/pioneer.html		
事業紹介	点字古紙を利用した封筒の作成 就労継続支援B型 20名		

名称	視覚障害者授産施設チャレンジ（視覚障害者支援総合センター）		
電話番号	03-5310-5052	F A X	03-5310-5053
所在地	〒167-0043 東京都杉並区上荻2-37-10 Keiビル		
ホームページ	http://www.siencenter.or.jp/index.html		
事業紹介	就労継続支援B型 点字印刷など 20名		

名称	社会福祉法人 東京光の家		
電話番号	042-581-2340（法人本部） （受付時間 9:00～18:00）	F A X	042-581-9568
所在地	〒191-0065 東京都日野市旭が丘1-17-17		
ホームページ	http://www.hikarinoie.org/		
事業紹介	光の家 栄光園 障害者支援施設（就労型） 入所支援60名、生活介護就労型70名、就労継続B型10名 点字図書製本 軽作業など		
	盲人ホーム 光の家鍼灸マッサージホーム マッサージ受付電話番号 042-581-7109		

名称	社会福祉法人あかね ワークアイ・船橋		
電話番号	047-336-5112	F A X	044-336-5114
所在地	〒273-0035 千葉県船橋市本中山3-21-5 YSビル2階		
ホームページ	http://akane-net.or.jp/wf/		
事業紹介	就労継続支援B型 定員40名 点字名刺作成、テープ起こし、点訳/点字印刷製本、データ入力、テープ広報誌制作および発送管理		

名称	ワークアイ・ジョブサポート		
電話番号	047-420-7000	F A X	044-420-7021
所在地	〒273-0031 千葉県船橋市西船4-19-3 成島ビル5階		
ホームページ	http://akane-net.or.jp/wjs/		
事業紹介	就労継続A型34名 就労移行支援 6名 障害者の就労支援、雇用の創出 印刷、スキヤニング、データ入力、WEB業務		

24 盲人ホーム

あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師免許を持っている視覚障害者で、自営したり雇用されることが困難な人に、施設の利用、及びあんま・マッサージ・指圧、はり、きゅうに関する技術指導を行う施設です。

名称	光の家鍼灸マッサージホーム
電話番号	042-581-2340
所在地	日野市光が丘1-17-17

25 居住施設の利用

名称	光の家神愛園（生活保護法による救護施設）		
電話番号	042-581-2340 〈法人本部〉 受付時間 9:00～18:00	F A X	042-581-9568
所在地	〒191-0065 東京都日野市旭が丘1-17-17		
ホームページ	http://www.hikarinoie.org/		
事業紹介	生活保護法に基づく施設で、主として視覚障害者を対象とし、生活扶助を行うとともに、社会人として生活できるよう援助することを目的としています。 利用者個々の実態をふまえ、適切な支援を心掛けるとともに、生き甲斐のある豊かな生活の場を提供しています。 高齢者・病弱者に対して、食事や健康面には特に留意し、医師との連携を図り、きめ細かい対応に努めています。		

名称	光の家 新生園 障害者支援施設（訓練型）		
電話番号	法人本部 042-581-2340 受付時間 9:00～18:00	F A X	042-581-9568
所在地	〒191-0065 東京都日野市旭が丘1-17-17		
ホームページ	http://www.hikarinoie.org/		
事業紹介	〈生活介護〉 54名 利用者が生活に喜びあふれる生活自立を図ることを目的とし、生活訓練（ADL、パソコン、点字等）、行動訓練（歩行訓練、体育訓練、感覚訓練）、作業訓練（陶芸、手芸、工作等）相談支援及びグループセラピー等を行っています。 〈施設入所支援〉 55名 食事、入浴、身辺処理、健康管理等を夜間・休日を含めた日常生活全般を通した支援を行っています。 〈機能訓練〉 6名 地域での生活自立を目的とし、歩行訓練やコミュニケーション訓練及び自宅での訪問訓練等を行っています。有期限の利用となります。 〈短期入所〉 2名 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事の介護、その他の必要な保護を行っています。		



「白杖物語」

◆ 白杖のはたらき

(ア) シンボルとして

白杖を見れば、車は徐行、人は道を開けたり、安全を見守ってくれます。

(イ) 触覚として、手の延長として

路面の凹凸、段差や障害物を発見することに有効です。

(ウ) バンパーとして

万一、障害物にぶつかったとしても、身体との間に入って、ショックをやわらげます。

◆ 白杖を持っていなかったら

視覚に障害がある人が白杖を持たずに歩き、人とぶつかり相手が転んで骨折し、損害賠償訴訟を起こされた例があります。白杖を持っていれば責任は問われないのですが。

◆ 白杖の使い分け

平成23年秋、拝島駅の転落事故で亡くなられた方は、白杖を持っていませんでした。初めて白杖を持つときちょっと恥ずかしかったり、自宅の近くでは勇気がいったりします。最初だけですけれどね。そういう時、折りたたみ式をバッグにしまって遠くで使い初めをするのも良いでしょう。

また夜盲症で、暗い所や帰宅が夜になる場合なども便利です。ガイドヘルパーさんに同行してもらう時も、必要ないときたためて好都合です。ただし、単独歩行が出来るようになったら、ストレートタイプの方が、丈夫で感度が良いようです。外出時に白杖を折る事故もあります。予備に折りたたみ式をを持って行く事も転ばぬ先の杖かもしれません。



第7章 くらしー住まい

1 グループホーム

身体・知的・精神障害のある方が「世話人等」の支援を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建て等で生活する居住の場です。

平成26年4月から仕組みが変わりました。

◆変更点

今までの介護給付の共同生活介護（ケアホーム）と、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）に分かれていたものが、グループホームに一元化されました。

◆グループホームで提供される支援

「基本サービス（日常生活の支援等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、次のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとなります。

（ア）介護サービス包括型

グループホーム事業者が自ら行う。利用者の状態に応じて生活支援員を配置。（現行のケアホーム）

（イ）外部サービス利用型

グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託する。介護スタッフ（生活支援員）については配置不要。（現行のグループホーム）

◆利用者

- 外部サービス利用型も介護サービス包括型も、障害支援区分にかかわらず利用は可能です。

◆入居定員は、1住居あたり定員2～10人（サテライトを含む）です。

◆昭島市内では身体障害者を対象にした「グループホーム」はありません。下のホームページより検索ができます。

- 「とうきょう福祉ナビゲーション」は、福祉のポータルサイトです。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

福ナビホーム > 東京の福祉オールガイド > 身体障害者(児)

> 住宅、医療、文化活動 > 住宅の確保・改修

2 施設入所支援

夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。

◆対象者

- 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）である者、自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
- 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

※ 昭島市内では入所支援施設はありません。次のホームページより検索ができます。

- 「とうきょう福祉ナビゲーション」＝「福ナビ」は、福祉のポータルサイトです。
<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>
 福ナビホーム>東京の福祉オールガイド／身体障害者（児）>障害者のための施設

3 都営住宅の優遇制度

制 度	対 象 者	内 容	手続・窓口
一般世帯向け 優 遇 抽 選	都営住宅の入居資格のある方で、申込者または同居する家族が身体障害者手帳所持者	一般の方より有利な当選率で抽選されます。	東京都住宅供給公社 募集センター 03-3498-8894
心身障害者 世帯向け住宅 (ポイント方式)	都営住宅の入居資格のある方で、申込者が都内に引き続き3年以上居住しており申込者または同居する家族が身体障害者手帳1～4級の方	住宅困窮度の高い方から順に空き家住宅をあつせんします。	
単身向け住宅	都営住宅の入居資格のある単身者の方で、都内に引き続き3年以上居住しており身体障害者手帳1～4級の方	左記に該当する方及びその他の資格要件を有する方を対象に抽選します。	テレホンサービス 03-6418-5571
使用料の 特別減免	すでに住んでいる方で身体障害者手帳1・2級の方のいる世帯	世帯の所得が一定以下の場合使用料が1/2に減額されます。	東京都住宅供給公社 収納課 03-3409-1521

4 住宅設備改善費給付

重度心身障害者（児）に対し日常生活の利便性を図るため、居住している家屋の住宅設備の改善に要する費用を給付します。ただし、すでに完了してしまった改善、新築工事と併せて（屋内移動設備を除く）実施する場合、一度この制度を利用し改善した住宅は対象にはなりません。必ず事前に障害福祉課障害福祉係へ相談してください。

種 目	対 象 者	給付の内容
小 規 模 改 修	・ 6歳以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が3級以上 ・ 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 ※ただし、特殊便器への取替えは上肢機能障害2級以上の方	・ 手すりの取付け ・ 段差の解消 ・ 滑り止めおよび移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取替え ・ 洋式便器等への便器の取替え ・ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ・ 上限基準額 200,000 円
中 規 模 改 修	・ 6歳以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上 ・ 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	・ 小規模改善を優先し、なお足りない場合に適用する ・ 小規模改修で給付の対象にならないが必要と認める住宅改修 ・ 上限基準額 641,000 円
屋内移動設備	・ 6歳以上で、歩行が不能で、上肢・下肢または体幹に係る障害の程度が1級の方 ・ 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	・ 機器本体および附属機器 上限基準額 979,000 円 ・ 設置費 上限基準額 353,000 円

※介護保険対象者は介護保険制度が優先されます。ただし、40歳以上65歳未満で介護保険対象者は介護保険による保険給付を受け、なお改善が必要と認められた場合中規模改修を給付します。

第8章 就労及び日中活動の場

1 就労と福祉的就労について

平成18年度に昭島市が実施したアンケート調査によると、福祉的就労も含めた仕事をしている人の割合は、身体障害のあるかたの場合で20.2%、知的障害のあるかたの場合で36.4%、精神障害のあるかたの場合で28.8%となっています。仕事の種類としては、身体障害のあるかたの場合は正規職員、知的障害のあるかた及び精神障害のあるかたの場合は小規模作業所での仕事が最も多くなっています。

2 就労支援センター

一般就労を目指す全ての職業的障害を持つ人に対する就労支援及び生活支援に関する事業を行い、また障害者を雇用する企業への支援も行っています。

事業所名	昭島市障害者就労支援センター クジラ		
サービス内容	障害者就労支援及び就労に関わる生活支援		
電話番号	042-569-6433	FAX	042-569-6433
所在地	昭島市松原町3-6-7 アートヒルズ 105号		
利用条件	昭島市在住の障害のある、一般就労を希望する方		
開所時間	8:45～17:15（土・日・祝を除く） 8:45～21:00（第1金曜日） 10:00～16:00（第3日曜日）		
ホームページ	http://www.9jira.com/		
事業紹介	一般就労をめざす全ての障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者等）に対する就労支援および就労に関わる生活支援を行うとともに障害者を雇用する企業への支援も行っています。雇用する側もされる側もよい関係を長く保っていくために家庭・関係機関等とのパイプ役になり、職場と障害者を継続的に支援します。利用料無料。相談は予約制。		

3 福祉就労サービス種別

①就労移行支援とは

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

◆対象となる障害者

- 就労を希望する65歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。具体的には次のような例が挙げられます。

(ア) 就労を希望するものであって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者

(イ) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

※ 国立障害者リハビリテーションセンター

所在地 〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地

電話 04-2995-3100（代）FAX 04-2995-3102（代）

②就労継続支援A型とは

企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

◆対象者

- 企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）。具体的には次のような例が挙げられます。

（ア）就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方

（イ）特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方

（ウ）企業等を離職した方など就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

※ 昭島市にはありません

③就労継続支援B型とは

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

◆対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。

（ア）就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方

（イ）就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方

（ウ）（ア）（イ）に該当しない方であって、50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者

4 生活介護とは

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

利用できる方は、常時介護を要する障害者として省令で定められた方で、地域や入所施設に置いて、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる方です。

- 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上
- 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上

5 昭島市事業所一覧

ここでは昭島市内の日中活動施設を紹介いたします。施設によって作業内容や雰囲気異なります。多くの施設が実際に通所される前に「実習期間」を設けておりますので、まずは問い合わせの上、お気軽に体験されることをお勧めいたします。

事業所名	あきしま福祉作業所		
電話番号	042-541-0742	F A X	042-545-5951
所在地	昭島市昭和町5-8-20		
作業内容	布製品加工、軽作業、自主製品の制作		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	9:00～16:00
利用定員	30人	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://www.acsw.jp/modules/welfare/		
事業紹介	一般の企業の職場では就労が困難な方に対して、自立した日常生活と社会生活が営めるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や日常の活動を通して知識や能力の向上に必要な訓練を行っています。		

事業所名	あすはの会 みしょう		
電話番号	042-544-5033	F A X	042-544-5034
所在地	昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター（あいぼっく）内		
支援内容	機能訓練、調理実習、創作活動、音楽療法、レク活動、水浴訓練など		
サービス種別	生活介護		
開所日	月～金（祝日を除く）	利用時間	10:00～16:00
利用定員	30名 身体15名、知的15名	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://asuha.or.jp/publics/index/46/		
事業紹介	身体障害や知的障害のある方に対し、音楽療法・創作活動・機能訓練等の日常生活訓練活動を提供することで、機能の発達や社会性の獲得、並びに、QOLの向上を目指します。 ご家族の送迎が困難な方には送迎サービスもございます。		

事業所名	あんだんて		
電話番号	042-519-2816	F A X	042-519-2816
所在地	昭島市中神町1157-30		
作業内容	清掃、食品製造販売、内職作業		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	利用時間	9:30～16:30
利用定員	20名	主たる対象者	精神
ホームページ	http://www17.plala.or.jp/konomokanomo/		
事業紹介	ここに来て元気になってもらいたいと思っています。基本的にゆるやかな作業内容にしています。		

事業所名	一般社団法人 未来ネットワーク M I R A I		
電話番号	042-519-2942	F A X	042-519-4290
所在地	昭島市朝日町1-9-7 K Kビル1階		
作業内容	服・アニメグッズの検品・発送業務、缶バッジ等部品製作		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	利用時間	9:30～15:30
		就労時間	10:00～15:00
利用定員	20名	主たる対象者	知的・精神
事業紹介	オシャレな室内で、利用者の方の様々な目標、希望に合った充実した時間を過ごしていただけるよう取り組んでいます。ランチ会、季節のイベント等も楽しい時間です。		

事業所名	喫茶モンパル昭島（社会福祉法人あすはの会）		
電話番号	042-546-5662	F A X	042-546-5662
所在地	昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター(あいぽっく)内		
作業内容	キッチン作業、接客、販売 など		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金（祝日を除く）	就労時間	9:00～16:00(応相談)
利用定員	10名	主たる対象者	知的、身体
ホームページ	http://asuha.or.jp/publics/index/78/		
事業紹介	昭島市保健福祉センター1階喫茶コーナーにおいてベーカリーカフェをオープンしました。店舗での飲食と合わせテイクアウトもOK。センターお立ち寄りの際は是非ご賞味ください。また、市内福祉団体の商品も販売させていただいています。合わせてご利用ください。		

事業所名	こまくさ工房		
電話番号	042-544-4461	F A X	042-544-4462
所在地	昭島市緑町2-29-6		
作業内容	木工製品、農作業		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	9:00～16:00
利用定員	20人	主たる対象者	知的・精神
事業紹介	作業の他にもクラブ活動では年間を通して水泳も行っております。皆様が楽しく笑顔で作業が出来ることを一番に考えております。		

事業所名	社会福祉法人昭島ひまわりの家		
電話番号	042-544-4485	F A X	042-544-4473
所在地	昭島市拝島町2-5-17		
作業内容	木工製品、布製品、加工食品製造		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	10:00～15:00
利用定員	20人	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://www.akishima-himawarinoie.net/		
事業紹介	様々な障害をお持ちの方々がアットホームな雰囲気の中、一緒に作業を楽しんで頂ける空間を提供しております。		

事業所名	社会福祉法人 正夢の会 昭島生活実習所		
電話番号	042-541-8796	F A X	042-541-9246
所在地	昭島市松原町3-11-15		
作業内容	自主製作、自立課題、造形活動、音楽活動等		
サービス種別	生活介護、短期入所		
開所日	月～金（祝日を除く）	利用時間	10：00～16：00
利用定員	35名	主たる対象者	知的
ホームページ	http://www.inagi-masayume.com/relate/akishima.html		
事業紹介	利用者一人ひとりが内容を理解し、先の見通しを持って自立して取り組める課題を用意しています。活動を通して、コミュニケーション、利用者の興味・関心、得意分野を伸ばせるようにしています。		

事業所名	障害者就労プラザ あいあい （社会福祉法人あすはの会）		
電話番号	042-546-6009	F A X	042-519-6061
所在地	昭島市美堀町3-8-1 昭島市環境コミュニケーションセンター内		
作業内容	藍染め、清掃作業		
サービス種別	就労移行支援 就労継続支援B型		
開所日	月～金（祝日を除く）	就労時間	9：00～16：00
利用定員	就労移行支援 10名 就労継続支援B型 10名	主たる対象者	知的・身体
ホームページ	http://asuha.or.jp/publics/index/91/		
事業紹介	就労移行支援事業では、法人が昭島・福生・武蔵村山3市に事業所を持つメリットを生かし、西多摩地域（立川・青梅ハローワーク管轄）を中心に就職に向けたネットワークを構築しながら、一人でも多くの方が就職できるようサポートをしています。 就労継続支援B型事業では、市内在住の藍染作家とコラボし作品作りを行っています。あいぽっく喫茶コーナーでも販売していますので、是非ご覧ください。また、リサイクル作業、受託作業を織り交ぜながら、活動を展開中です。		

事業所名	食工房ゆいのもり		
電話番号	042-542-5160	F A X	042-500-5182
所在地	昭島市上川原町1-9-15		
作業内容	パン・クッキー製造販売、接客、軽作業、内職作業 など		
サービス種別	就労移行支援 就労継続支援B型		
開所日	月～木（作業中心） 金（大掃除、ミーティング、研修など）	就労時間	9：00～17：00
利用定員	就労移行支援 6名 就労継続支援B型 34名	主たる対象者	身体・知的・精神
ホームページ	http://yuinomori.or.jp/index.html		
事業紹介	ゆいのもりは3つの事業所で活動しております。しょうがいを持つ方が自立し充実した人生を実現できるよう支援すること、また安心して暮らせる社会を目指します。しょうがいを抱えながらも、希望をもち、人生を楽しもう、そして社会に貢献しようと思います。		

事業所名	第1リサイクル洗びんセンター		
電話番号	042-542-5800	F A X	042-542-6741
所在地	昭島市武蔵野3-2-19		
作業内容	瓶の洗浄、コンテナ洗浄、包装作業、豆腐製造、販売 など		
サービス種別	就労移行支援就労継続支援B型		
開所日	月～金 土曜日（月1回） ・AM 2時間 利用者自治会活動（勤務対象） ・PM レクリエーション（自由参加）	就労時間	9:00～16:10 9:30～16:40 （共に6時間勤務）
利用定員	就労移行支援 6名 就労継続支援B型 54名	主たる対象者	知的・精神
ホームページ	http://www.kyosaren.jp/senbin.html		
事業紹介	知的障害と精神障害の方たちが地域での自立生活をめざして働いています。1994年の開所当時から、障害種別を越えて働き、高い給料をめざして仕事に取り組んでいます。仕事の内容はびんの洗浄、コンテナ洗浄、健康食品包装作業、豆腐製造・販売、チラシセット作業などを行っています。2007年10月に新事業体系へ移行しました。		

事業所名	第2リサイクル洗びんセンター		
電話番号	042-542-5800	F A X	042-542-6741
所在地	昭島市武蔵野3-2-19		
作業内容	チラシセット、軽作業 など		
サービス種別	就労継続支援B型 生活介護		
開所日	月～金 土（月1回） ・AM 2時間 利用者自治会活動（勤務対象） ・PM レクリエーション（自由参加）	就労時間	9:00～16:10 9:30～16:40 （共に6時間勤務）
利用定員	就労継続支援B型 10名 生活介護 15名	主たる対象者	精神
ホームページ	http://kyosaren.jp/pg157.html		
事業紹介	1994年の開所当時から障害種別を超えて働き、知的障害と精神障害の方たちが地域での自立生活をめざして働いています。仕事の内容は、チラシセット作業、軽作業を行なっています。2012年4月から生活介護と就労継続B型に移行し、看護師による健康相談も開始しました。第1センターと一緒にレクリエーションや自治会活動なども行なっています。		

事業所名	にこにこ食堂		
電話番号	042-541-0706	F A X	042-541-0706
所在地	昭島市朝日町1-5-11		
作業内容	接客、調理、食器洗い、買物など		
サービス種別	就労継続支援B型		
開所日	月～土（祝日を除く）	利用時間	9:30～15:30
利用定員	20名	主たる対象者	知的・身体・精神・発達
事業紹介	活動を通じて、自分らしく働き自立すること。 地域との交流、余暇活動などを行ないます。		

事業所名	ぷーやんあしながくらぶ		
電話番号	042-545-6640	F A X	042-545-6640
所在地	昭島市中神町 1 1 3 8		
作業内容	裁縫、リサイクル品販売、弁当の製造・販売・配達 など		
サービス種別	就労移行支援 就労継続支援B型		
開所日	月～金	就労時間	10：00～16：00
利用定員	就労移行支援 12名 就労継続支援B型 20名	主たる対象者	身体・知的・精神・発達
ホームページ	http://bearshouse.web.fc2.com/pooyan.html		
事業紹介	お裁縫工房での物作り、リサイクルショップでの店頭業務、お弁当製造所での調理（補助）から洗い場業務、また清掃業務などがあります。ご本人様の意思を尊重しながら、作業内容をご提案させていただきます。		

事業所名	ゆいのもり 田中町		
電話番号	042-542-6776	F A X	042-519-2071
所在地	昭島市田中町 1 - 1 9 - 4		
作業内容	昭島市役所 1 階にて喫茶『森』を営業するに当たる作業全般、軽作業、公園清掃等		
サービス種別	就労継続B型		
開所日	月～金	就労時間	9：00～17：00
利用定員	20名	主たる対象者	身体・知的・精神
ホームページ	http://yuinomori.or.jp/index.html		
事業紹介	市役所 1 階で「森」という喫茶店を営業しています。低農薬安全農産物を使用したランチや手作りのケーキ、無農薬栽培のコーヒーなど、こだわりのメニューを低価格でご用意しています。店員たちも明るく元気にサービスいたします。		
事業所名	ゆいのもり つつじが丘		
電話番号	042-545-5451	F A X	042-545-5451
所在地	昭島市つつじが丘 3 - 5 - 6 - 1 0 8 つつじが丘ショッピングプラザ内		
作業内容	清掃、花壇整備、内職、企業内作業など		
サービス種別	就労継続B型		
開所日	月～金	就労時間	9：00～17：00
利用定員	30名	主たる対象者	身体・知的・精神
ホームページ	http://yuinomori.or.jp/index.html		
事業紹介	作業は、室内作業の他と清掃等の体を動かすものがあります。レクリエーションはソフトボール等のスポーツと月毎の行事があります。遊びも仕事も元気いっぱいです。		



第9章 選挙

1 選挙権を使おう

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
郵便等投票制度	身体障害者手帳所持者	投票所に行く事の困難な方は、事前に申請することにより、郵送による投票ができます。	選挙管理委員会事務局 窓口
	両下肢、体幹、移動機能障害		
	1・2級		
	心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能障害		
	1・3級		
	免疫、肝臓機能障害		
	1～3級		
代理記載制度	郵便等投票制度に該当する方で、上肢又は視覚の障害が身体障害者手帳1級の方	事前に申請し、代理記載をする方を届け出ることにより、代理の方が記載し、郵送による投票ができます。	選挙管理委員会事務局 窓口
点字投票	視覚障害のある方	障害のある方ご本人の申し出により、点字で投票できます。	各投票所
代理投票	心身の故障やその他の事由により、自書ができない方	ご本人の申し出により、投票所の係員による代理投票ができます。	各投票所

2 録音版 選挙公報について

候補者の経歴や各政党の政策などが掲載されている選挙公報には、録音版の選挙公報も作成しており、広報あきしまの録音版を利用している方に送付しています。録音版の選挙公報の送付を希望される方は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

3 コミュニケーションボード

聴覚や言語発声が不自由な方々との意思疎通を図るためのコミュニケーションボードを各投票所の受付係に備えています。

コミュニケーションボード			
・顔で聞いてない ・頭に忘れた ・無くした 入場整理券 Q 入場整理券がありません。	入場整理券 Q 入場整理券の氏名が間違っています。	氏名 生年月日 氏名と生年月日を教えてください。 A 確認します。	
候補者がわかりません。 Q 候補者がわかりません。	選挙公報 A 選挙公報を貸します。	? Q 字が小さくて読めません。	メガネ A メガネを貸します。
書きません。 Q 字が書けません。	補助者が代筆します。 A 補助者が代筆します。	書き間違えました。 Q 書き間違えました。	投票用紙 A 二重線で訂正して下さい。
書き方がわかりません。 Q 書き方がわかりません。	投票用紙 A1 候補者氏名を書きます。 A2 政記名を書きます。 A3 締めさせたい人に「×」を書きます。	投票用紙 A1 候補者氏名を書きます。 A2 政記名を書きます。 A3 締めさせたい人に「×」を書きます。	投票用紙 A1 候補者氏名を書きます。 A2 政記名を書きます。 A3 締めさせたい人に「×」を書きます。
授乳室 お手洗い Q どこにありますか？	授乳室 お手洗い Q どこにありますか？	投票所に忘れ物をしました。 Q 投票所に忘れ物をしました。	職員が取りに行きます。 A 職員が取りに行きます。

第10章 生活を楽しむ（趣味・教養・スポーツ・娯楽）

1 施設使用等の無料・割引

施設	対象者	無料・割引の内容	窓口・手続
市立施設	身体障害者手帳所持者	・総合スポーツセンター 施設利用料（割引） ・あいぽっく 水浴訓練室利用料（無料）	総合スポーツセンター 042-544-4151 あいぽっく（保健福祉センター） 042-544-4151
都立施設	身体障害者手帳所持者と必要な範囲の介護者（原則1人）	都立施設、都立公園、都立公園内駐車場（無料）	障害者手帳を各施設へ提示

2 休養ホーム事業

対象者	内容	制限	窓口・手続
身体障害者手帳所持者および付添いの方	指定された宿泊施設を利用のさい宿泊料の一部を助成します。	年間2泊まで付添いの方は1人	申請書は障害福祉課障害福祉係窓口にあります。 直接、施設へ予約した後に日本チャリティ協会で利用券の交付を受けてください。
ホームページ	http://wheelchair-outing.a.la9.jp/tokyo-kyuyohome.htm		

3 バリアフリーツアーセンター

宿泊先の手配や交通手段の相談とボランティアの紹介などを、様々な面から障害者の旅を、無料でサポートしてくれます。

北海道旭川・仙台・福島・東京は2箇所・伊豆・伊勢志摩・鳥取・島根・広島県呉・愛媛県新居浜・福岡・佐賀県嬉野・沖縄と全国に14箇所があります。

◆特定非営利活動法人日本バリアフリー観光推進機構事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル7階

●電話番号 03-6380-0745 FAX 03-6380-0746

4 東京都多摩障害者スポーツセンター

東京都多摩障害者スポーツセンターは、障害のある方々の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。障害のある方がいつ一人で来ても、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しんでいただくことができます。障害の種類、程度、スポーツの経験、利用の目的などに応じて支援を行います。障害のある方の豊かな交流の場となるように、各種のスポーツ教室や納涼祭などの地域交流事業も行っています。

①センターを利用できる方

- 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- 障害の手帳交付者と同程度の障害を有する方
- 障害者の介護をする方
- 障害者の福祉増進を目的とする団体
- その他、特に都知事が認める方

②利用案内

◆利用時間

- 体育館、卓球室及びトレーニング室 9:00～21:30
- 集会室、印刷室、図書室及び録音室 9:00～21:00
- 室内温水プール 9:00～20:30

※スポーツ施設については、「貸切り利用」を除き、12:00～13:00の間は利用できません。

- 宿泊施設 チェックイン 15:00、チェックアウト 翌日 10:00
- 駐車場 8:00～21:00 59台（内、車椅子用6台）

◆休館日

- 毎週水曜日（その日が国民の祝日に当たる場合は原則として翌日）
- 国民の祝日の翌日（その日が土・日曜日の場合は開館します。）
- 年末年始（12月29日から1月3日）
- 以上を原則として、年度当初に定めます。

③利用料

◆宿泊料

- 障害者とその介護者（1名に限る）は1人1泊1,500円
- 上記以外の方は、1人1泊2,000円

◆宿泊を除く他の施設は無料

電話番号	042-573-3811	FAX	042-574-8579
所在地	〒186-0003 東京都国立市富士見台2-1-1		
ホームページ	http://tsad-portal.com/tamaspo		

5 昭島市内のサークル活動

名称	ありんこ広場		
活動日時	第1火曜日 13:00～15:00		
活動内容	歌 童謡 抒情歌 流行歌 何でも歌います。 時には ミニコンサートも		
場所	あいぼつく1階視聴覚室		
会費	6ヶ月（1期）1,000円（お茶菓子代）		
問い合わせ	昭島市社会福祉協議会	電話番号	544-0388

名称	車いすダンス昭島		
活動日時	毎週月曜日の午前に定例会と講習会		
活動内容	障害のある人とない人が車いすダンスの楽しみを共有し会員相互の親睦をはかり つつ真のバリアフリー社会の実現をめざして活動しております。車いすダンスを通して 車いす障害者もボランティア活動に参加を目標とします。		
場所	あいぼつく		
会費	月1,000円		
問い合わせ	西川	電話番号	541-3523

名称	昭島おもちゃの図書館トイトイぼっけ		
活動日時	月2回 水曜日 13:30～15:00		
活動内容	障害児（者）、乳幼児が社会性を体験、養うため余暇を楽しむ		
場所	あいぼつく		
会費	参加費 50円		
問い合わせ	和田	電話番号	545-5744
ホームページ	http://www.esc.jp.com/		

名称	ことば遊びの会		
活動日時	毎月第1土曜日 10:00～12:00		
活動内容	ことばの遅れのあるお子さんの指導を専門の先生がして下さいます。親子で参加。 年齢制限なし		
場所	あいぼつく		
会費	年会費 3,000円 毎月 1,500円（月に1回）		
問い合わせ	出口	電話番号・FAX	543-2466

第 1 1 章 権利擁護のために

1 障害者虐待防止法について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）は、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、利用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

◆ 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

◆ 施行日

平成 24 年 10 月 1 日

◆ 定義

● <障害者>

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者と定義されています。「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある人や、そのほかに心身の障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」（障害者手帳を取得していない場合も含まれます）をいいます。

● <障害者虐待>

- ア) 養護者による障害者虐待
 - イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ウ) 利用者による障害者虐待
- の 3 種類に定義しています。

● <虐待行為>（具体例）

① 身体的虐待

- ・ 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること
- ・ 身体を縛りつけたり、過剰に投薬したりすることによって身体の動きを抑制すること

② 性的虐待

- ・ 性的な行為を強要すること
- ・ わいせつな言葉を発すること

③ 心理的虐待

- ・ 脅し、侮辱などの言葉を浴びせること
- ・ 仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

④ ネグレクト（放棄・放任）

- ・ 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしないこと
- ・ 必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと

⑤ 経済的虐待

- ・ 本人の同意なしに（だますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用すること
- ・ 本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

以上の行為が虐待にあたります。

◆虐待防止施策

1. 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置きました。
2. 障害者虐待防止等に係るスキーム(計画・枠組み)を定めました。
 - ア) 養護者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保
 - イ) 障害者福祉施設従事者による障害者虐待
[設置者等の責務]虐待防止等のための措置の実施
 - ウ) 使用者による障害者虐待
[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施
3. 学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対し、職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置を義務付けました。

◆問い合わせ先

障害福祉課障害福祉係(1階13番窓口)
電話番号 042-544-5111(内線 2132) F A X 042-546-8855

2 障害者虐待相談窓口

名称	昭島市障害者虐待防止センター		
電話番号	042-519-4448	F A X	042-519-4448
所在地	昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター(あいぽっく)内		
備考	昭島市からの委託を受けて、平成25年4月1日より、社会福祉法人あすはの会が受託している昭島市障害者相談支援センター(昭島市保健福祉センター＝あいぽっく)に設置されました。 昭島市の区域内の居住する障害者や養育者に対して、障害者の虐待の防止、または養護者の支援を必要とする場合において、関係機関と連携をとり、相談・指導・助言を行います。 また、24時間・365日体制で、虐待の通報の受付を行います。 併せて、未然に虐待を防止するために、啓発、広報を担います。		

3 弁護士相談

生活の中で、困まったり、法律の事で相談がある場合は弁護士に相談するのも一つの解決の仕方です。

①身体障害者対象の弁護士相談

問い合わせ	東京都障害者社会参加推進センター 担当 加川		
開催日	木曜日を除く平日	時間	9:00～17:00
電話番号	03-5261-0729		

②聴覚障害者対象の弁護士相談

問い合わせ	東京聴覚障害者総合支援機構 東京聴覚障害者自立支援センター		
開催日	毎月第3水曜日	時間	18:30～20:00
電話番号	03-5261-0729	F A X	03-3268-7228
備考	聴覚障害者弁護士が出張して法律相談を受け付けています。 ただし事前予約が必要です。 担当は、都民総合法律事務所所属 田門浩弁護士		

③視覚障害者対象の弁護士相談

問い合わせ	日本盲人会連合 事業部		
開催日	月 1 回（概ね金曜日）	時間	10:00～12:00
電話番号	03-3200-1102		
備考	相談時間は 1 人 3 0 分間です。ただし事前予約が必要です。		

④高齢者、障害者、その家族対照の弁護士相談

問い合わせ	東京三弁護士会統一電話相談		
開催日	毎週月曜～金曜	時間	10:00～12:00 13:00～16:00
電話番号	03-3581-9110		
備考	東京三弁護士会（東弁、一弁、二弁）では、高齢者や障がい者のための電話相談を合同で行っています。これは、高齢者や障がい者の方、あるいはそのご家族の方が抱えている問題について 1 件 1 5 分程度で弁護士が相談に応じるというもので、相談料は無料です（通話料は相談者のご負担となります）。 さらに面接相談が必要となれば有料の面接相談の予約も可能です。場合によっては出張相談も受け付けています。		



第 1 2 章 安心して暮らす

1 地震への備え

大地震で物が落ちてきた時、避けたり這い出したりすることが難しい人にとっては居室や寝室の耐震化と家具の転倒と落下の防止が肝要です。昭和 5 6 年以前に建てられた木造建築は当時の基準が甘いため、危険度が高いといわれています。

①耐震診断補助制度

市が指定した建築士が耐震診断を行い、費用の 2/3 か上限 50,000 円の補助が受けられます。

②耐震改修補助制度

市の指導のもとで上限 30 万円までの補助が受けられます。都市計画課住宅係へ

※賃貸住宅に住んでいる方は、もし昭和 5 6 年以前の木造建築なら、家主さんに耐震診断、耐震改修をお願いし、かなえられなければ耐震性のある住まいへの引越しをお勧めします。

③家具転倒落下防止について

自分で出来ない場合、有料にはなりますがシルバー人材センターに取り付けを依頼することもできます。

- シルバー人材センター 電話番号 042-544-7060

④要援護者登録

万一、災害が発生したときの安否確認や、救援を求めるための登録制度です。

登録すれば、消防 警察 地域の民生委員 自主防災組織の所に伝えられます。要援護であるということ以外の個人情報漏れることはありません。

⑤火災に対して

布団やパジャマが燃えたため、ボヤ程度の火災で亡くなられる方がおります。こうした事故を防ぐため寝具、パジャマ、カーテンなど、火がついても燃え上がらない防災加工の施された製品の使用をお勧めします。

- 日本防災協会 電話番号 03-3246-1661 F A X 03-3271-1692

⑥緊急通報システム

- ◆お年寄りや身体の不自由な方などが、急病等のときにペンダントを押すと、東京消防庁へ通報され、協力員が駆けつけるものです

- 利用できる方

1 8 才以上の、一人暮らし世帯で

1. 重度身体障害者
2. 難病患者
3. 市長が認めた者

のいずれかで、地域に 3 人の協力者が必要です。

- ◆ペンダント型の発信機が貸与され、急病や事故が発生した時、ボタンを押すと無線で消防庁につながり、折り返し 確認の電話があります。仮に電話に出られない状況でも、協力者へ連絡があり自宅へきてくれて、その後の救護や連絡をしてくれます。

◆申し込みは、障害福祉係

65才以上は高齢者対象の制度があり、介護福祉課高齢サービス係に問い合わせ下さい。

2 「110番」通報方法（聴覚障害者用）（東京都内のみ）

スマートフォンからの通報と携帯電話からの通報の2種類あります。

※ファックスは治安上の理由で公開されていません。

①スマートフォンから110番するには

iPhoneの人は、AppStoreで、Androidの人はPlayストアで「警視庁110番サイト」を検索して「警視庁110番サイト通報アプリ」をインストールして、アプリのアイコンをスマートフォン画面に登録してください。

- (ア) スマホの画面上のアイコンをタップ
- (イ) 「接続」をタップ → 「はい」をタップ → 「通報」をタップ
- (ウ) 画面上の表示に従って、現在地を入力
- (エ) 「事件か事故か」「被害にあったのはあなた？」「通報内容」「氏名」を入力
- (オ) 「送信」をタップ →
- (カ) メールアドレスを入力 →
- (キ) 「送信」をタップ →
- (ク) 担当者から質問がきますから答えてください。
- (ケ) これで通報完了です。

※スマートフォンの画面に「警視庁110番サイト通報アプリ」を表示しておく
と緊急の時便利です。

②携帯電話から110番するには

- (ア) まず、インターネット接続して、「<http://mpd110.jp/>」に接続してください。
- (イ) 画面に「警視庁110番サイト」が表示されたら、「接続」を押します。
- (ウ) 「通報内容について質問します」は、「はい」を選択して「通報」を押します。
- (エ) 画面に表示されている項目にしたがって現在地を入力します。
- (オ) 「事件か事故か」「被害にあったのはあなたか？」「通報内容」「氏名」を入力します。
- (カ) 「送信」を押します。
- (キ) ここから文字による対話方式です。質問に答えたら「送受信」を押します。
- (ク) これで完了です。

※「警視庁110番サイト」に接続できるように設定しておく
と緊急時に便利です。

※近くに、手話ができる聞こえる方がいたら協力してもらいましょう。

3 シンボルマーク

名称	概要等	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話番号 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁電話番号 03-3581-0141 (代表)
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁電話番号 03-3581-0141 (代表)
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話番号 03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話番号 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていての方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 電話番号 03-5253-1111 (代表) FAX 03-3503-1237

【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。	社団法人 日本オストミー協会 電話番号 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
【ハートプラスマーク】 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 電話番号 050-5203-0261
【障害者雇用支援マーク】 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いをもっている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。ご協力のほど、よろしくお願い致します。	公益財団法人 ソーシャルサービス協会 I Tセンター 電話番号 052-218-2154 FAX 052-218-2155
【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートしてください。	岐阜市 福祉部福祉事務所 障害福祉課 電話番号 058-214-2138 FAX 058-265-7613



あとがき

昭島市障害者（児）福祉ネットワーク（以下「ネットワーク」といいます）は、昭島市内に在住の障害当事者・家族・関係機関などが集まり２００３年に設立しました。

この間、総会・定例会をはじめとして、会員の情報交換・市の障害福祉課や防災課との懇談会、学習会・市民フォーラムなど様々な活動を行っています。２０１０年にはネットワークの精神部会が「精神障害をもつ方とご家族の地域生活ガイドブック」を作成・発行しました。

２０１１年からは「身体障害者ガイドブック」及び「知的障害者ガイドブック」作成にも取り掛かり、「知的障害者ガイドブック」は２０１６年に完成しました。そして、「身体障害者ガイドブック」は６年かけてこの度やっと完成しました。このガイドブックをより使いやすいものにするためにネットワークの構成員の情報を結集し、障害当事者と関係者が共に作成しました。なお、障害種別の章は、障害当事者が作成しました。

この冊子は一時的なものではなく、今後の制度等の変更に伴って改訂を重ね、より充実しリアルタイムに使えるものとなることを願っています。

このガイドブックを作成するにあたり、ご指導ご協力を頂いた多くのみなさまに心より感謝申し上げます。

昭島市障害者（児）福祉ネットワークの紹介

２０１６年６月現在、２６団体が加入し、「障害種別を越えて誰もが地域で当たり前で暮らせる社会」の実現を目指して活動しています。

７年前からは、会員団体の個々の思いや意見を尊重し合える関係にするために、「みんなで作る全員参加のネットワーク」を活動方針に掲げ、全ての会員団体が部会やプロジェクトに主体的に参加して活動をしています。

これからも障害のある方が、地域でいきいきと充実した生活ができるように、会員団体・関係機関・行政・市民と手を携えて、ゆるやかな繋がりを創りながら活動していきたいと思っています。

◆会の目的

「会員相互の情報を交換し障害者（児）問題をともに考え、昭島市の福祉の向上を図る」と、ネットワークの規約に目的を掲げています。地域で誰もが当たり前で暮らせる社会の実現を目指して、活動しています。

お問い合わせ先：事務局 昭島市社会福祉協議会内

<http://www.akishima-shougai-net.com/synthetic/profile.html>

昭島市身体障害者ガイドブック

発行日 平成３０年４月

発行 昭島市障害者（児）福祉ネットワーク

編集協力 昭島市

お問い合わせ 昭島市保健福祉部障害福祉課 042-544-5111（代）